

給付奨学金

必 読

ここでは、原則として返還の必要のない奨学金について説明しています。

2021年度

# 給付奨学生のしおり

給付奨学金の支給が始まってから終了するまでの手続きや、留意事項などを記載しています。



JASSO

はばたく翼、ささえる掌

独立行政法人

日本学生支援機構

Japan Student Services Organization

<https://www.jasso.go.jp/>

『高等教育の修学支援新制度』の対象者の皆さま

この度は、御入学・御進級おめでとうございます。

新入学生の方は、希望する進学を叶え、新しい学び、新しい生活に、心を弾ませていらっしゃるかと思います。在學生の方も、新年度を迎え、これからの新しい計画をお持ちのことと思います。

これから、皆さんの卒業まで、経済的な理由で学びを中断するようなことがないよう、この『高等教育の修学支援新制度』で支援してまいります。

この支援は、皆さんの周りの誰もが負担する消費税を財源としています。皆さんが将来の夢に向かってチャレンジできるよう応援したいと、社会全体で願うものです。

是非、「学びたい」気持ちを持ち続けて、勉学に励んでください。様々な人に出会い、経験を積み、多くを吸収し、自らの可能性を広げてください。

そして、卒業後は、それぞれの道で活躍し、皆さんの人生をより豊かなものとしてください。

その上で、もし、機会があれば、広く社会や他の誰かのために、力になっていただければ、とても嬉しいです。

皆さんに心から期待しています。

令和3年4月  
文部科学大臣 萩生田 光一

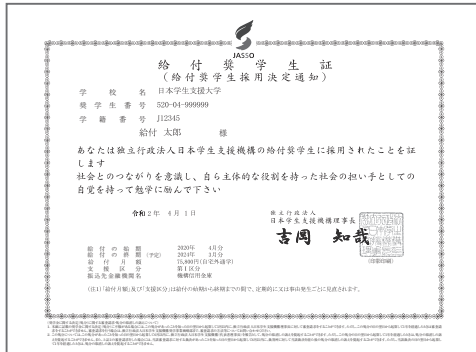
# 目次

給付奨学生のしおり ダイジェスト	1
はじめに	
1. 給付奨学金制度	4
2. 給付奨学生としての心構え	4
3. 注意事項	5
<b>第一部 支給中の手続き</b>	
図解〈給付奨学生採用から支給終了まで〉	6
1. 給付奨学生証	7
2. 給付奨学金の振込み	9
3. 給付月額の変更等	11
4. 支給中の異動（身分の変動、振込条件の変更）	13
5. 在籍報告	18
6. 給付額通知（年に1度の給付金額等の確認）	20
7. 給付奨学金継続願（年1回）	22
8. 適格認定（学業等）	24
9. 適格認定（家計）	26
10. 家計急変採用	27
11. 返還が必要となった場合	29
<b>第二部 お知らせ</b>	
1. JASSO 災害支援金	31
2. スカラネット・パーソナル	32
3. アンケートへの協力をお願い	34
<b>第三部 資料</b>	
1. 2021年度 給付月額一覧表	35
2. 給付奨学金を併せて利用している時の第一種奨学金の貸与月額	36
3. 関係規程	
大学等における修学の支援に関する法律（抜粋）	37
独立行政法人日本学生支援機構法（抜粋）	37
独立行政法人日本学生支援機構法施行令（抜粋）	37
独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（抜粋）	38

# 給付奨学生のしおり ダイジェスト

本冊子の中で特に重要な項目をピックアップしました。詳しくは案内しているページをご覧ください。

## 給付奨学生証 (7 ページ)



← 「あなたは日本学生支援機構の給付奨学生です」という証明書

## 受け取る書類・提出する書類と時期

実施時期	受け取る書類	提出する書類
奨学生採用時	「給付奨学生証」(7 ページ)	
毎年 3 回 (4月・7月・10月) ※採用初年度は 7月・10月	---	「在籍報告」(18ページ) ※インターネット入力
毎年 1 回 (12 月～2 月頃)	「給付額通知」(20 ページ) ※インターネットで確認	「給付奨学金継続願」(22ページ) ※インターネット入力

- ・書類は学校から受け取ります。提出先も学校です。詳しくは、学校の指示に従ってください。
- ・自宅外通学の証明書及び在留資格の証明書は、必要に応じて学校へ提出してください。



## スカラネット・パーソナル

(32ページ)

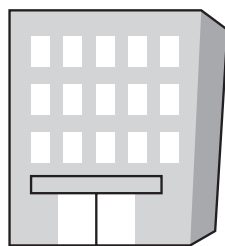
「毎月の給付奨学金の金額は？ 受給する期間は？」あなたの情報を見ることができます！

スカラネット・パーソナルでは、あなたの給付奨学金に関する情報（給付奨学金の支給額・支給期間・振込口座等）を確認したり、様々な手続きをしたりすることができます。

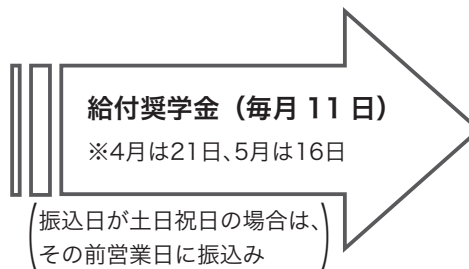
「在籍報告」(18ページ)や「給付奨学金継続願」(22ページ)の提出も、スカラネット・パーソナルから行います。

## 給付奨学金の受け取り方

(9ページ)



<日本学生支援機構>

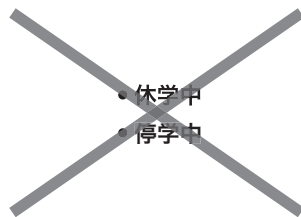


給付奨学生(あなた)の口座

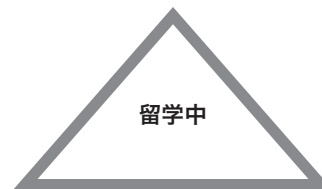
給付奨学金は、あなた名義の普通預金（貯金）口座に振り込まれます。

## ※給付奨学金を受け取れない例

(14ページ4-2、24～26ページ)



受け取れません



受け取れないことがあります  
(学校に相談)

## 受給している間の変更

- 通学形態（自宅からの通学・自宅外からの通学）の変更（11ページ）
- あなたに関する登録情報（氏名・住所・振込口座など）の変更（10ページ、13ページ）
- 給付奨学金が途中で不要になった場合や、休学・退学などの学籍上の身分変更がある（あった）場合（14～17ページ）

## 在籍報告

(毎年4月・7月・10月(採用初年度は7月・10月))(18ページ)

- あなたが大学等に在籍していることや、生計維持者などについて、インターネットを通じて報告



給付奨学生(あなた)が  
在籍状況等を報告



学校による在籍確認  
JASSOへの報告

※在籍が確認できない場合は、給付奨学金の支給が止まります。

## 資産に関する確認

(毎年4月)

資産に関する申告を求め、基準に該当していない場合は、当年度10月から1年間支給を停止します。

## 支援区分の見直し

(毎年10月(家計急変採用の場合は3か月ごと))

日本学生支援機構は、あなたが奨学金申込時に提出したマイナンバーを利用して、あなたと生計維持者の所得情報の確認をします。確認の結果、奨学金の支給を停止することや支給額が変わることがあります。

※マイナンバーを提出できない人やマイナンバーで情報を取得できない人については、支援期間中、毎年、所得に関する書類の提出が必要となります。所得に関する書類が提出されない場合は、奨学金の支給を停止することがあります。

## 奨学金継続の手続き

(毎年12月～2月頃)(22ページ)

「給付奨学金継続願」をインターネットで入力提出

→→ 学校による成績などの審査 →→ 次の年度の給付奨学金を受け取れるかが決定。



給付奨学生(あなた)が  
「給付奨学金継続願」を提出



学校による成績などの確認  
JASSOへの報告

※学業成績が不振などの場合は、次の年度の給付奨学金が受け取れなくなることがあります。  
※また、成績不振が著しく、やむを得ない事由がない場合は、支給済みの給付奨学金について返還が必要になることがあります。

# はじめに

みなさんは、日本学生支援機構の給付奨学生として採用されました。

日本学生支援機構の給付奨学金は、勉学に励む意欲があり、またそれにふさわしい能力を持った学生に支給されるものです。

みなさんは、その給付奨学金の支給を受ける資格があると認められました。勉学に励み、それぞれの描いた未来や夢に向かって、その第一歩を踏み出してください。



## 1. 給付奨学金制度

日本学生支援機構の給付奨学金は、国費を財源として、大学等における修学の支援に関する法律に基づき、特に優れた人であって経済的理由により極めて修学が困難である人に対して、経済的理由により進学を断念することのないよう、返還義務のない奨学金を支給することにより進学を後押しするものです。

給付奨学金の支給を受ける奨学生は、給付奨学生としての自覚を持って学業に精励しなければなりません。



## 2. 給付奨学生としての心構え

- (1) 給付奨学金制度について、十分に理解してください。
- (2) 学校から奨学金の説明を受け、支給中の手続きなど、学校の指示を守ってください。
- (3) 給付奨学生としての自覚と責任を持って勉学に励んでください。



## 3. 注意事項

### ■提出期限を守る

学校が期限を定めて書類の提出を求めることがあります。

期限までに提出しないと、給付奨学金の支給が停止されることがありますので、学校からの連絡には必ず対応するようにしてください。

なお、提出された書類は返却しません。必要に応じて提出書類等の本人控又は写しを保管しておいてください。

### ■在籍状況を報告する

給付奨学金の受給にあたり、給付奨学生は、大学等に在籍していることを、定期的の本機構に報告する必要があります（在籍報告、18ページ参照）。

報告はインターネットを通じて行い、在籍状況と併せて、生計維持者等についても報告してもらいます。

定められた期限までに報告がなく、大学等に在籍していることが確認できない場合は、給付奨学金の支給が止まりますので、忘れずに手続きを行ってください。

### ■学業に励む

給付奨学金の支給開始後も、給付奨学生としての適格性を保ち続ける必要があります（適格認定、24ページ参照）。

そのため、定期的な学業成績等について給付奨学生としてふさわしいかを審査し、給付奨学金支給の可否等を決定します。

学業不振等の場合には、給付奨学金の支給を廃止（打ち切り）又は一定期間停止とするほか、支給済みの給付奨学金の返還を求めることがあります。

### ■給付奨学金と第一種奨学金（貸与）を受けるとき

給付奨学金と併せて第一種奨学金の貸与を受けるときは、第一種奨学金の貸与月額が自動的に調整（減額又は増額）されます。これを併給調整といい、調整後の貸与月額は「給付奨学金を併せて利用している時の第一種奨学金の貸与月額」（36ページ）で確認してください。

なお、併給調整された第一種奨学金の貸与月額が、本来希望していた金額より少ないという理由等で、給付奨学金を辞退することはできません。

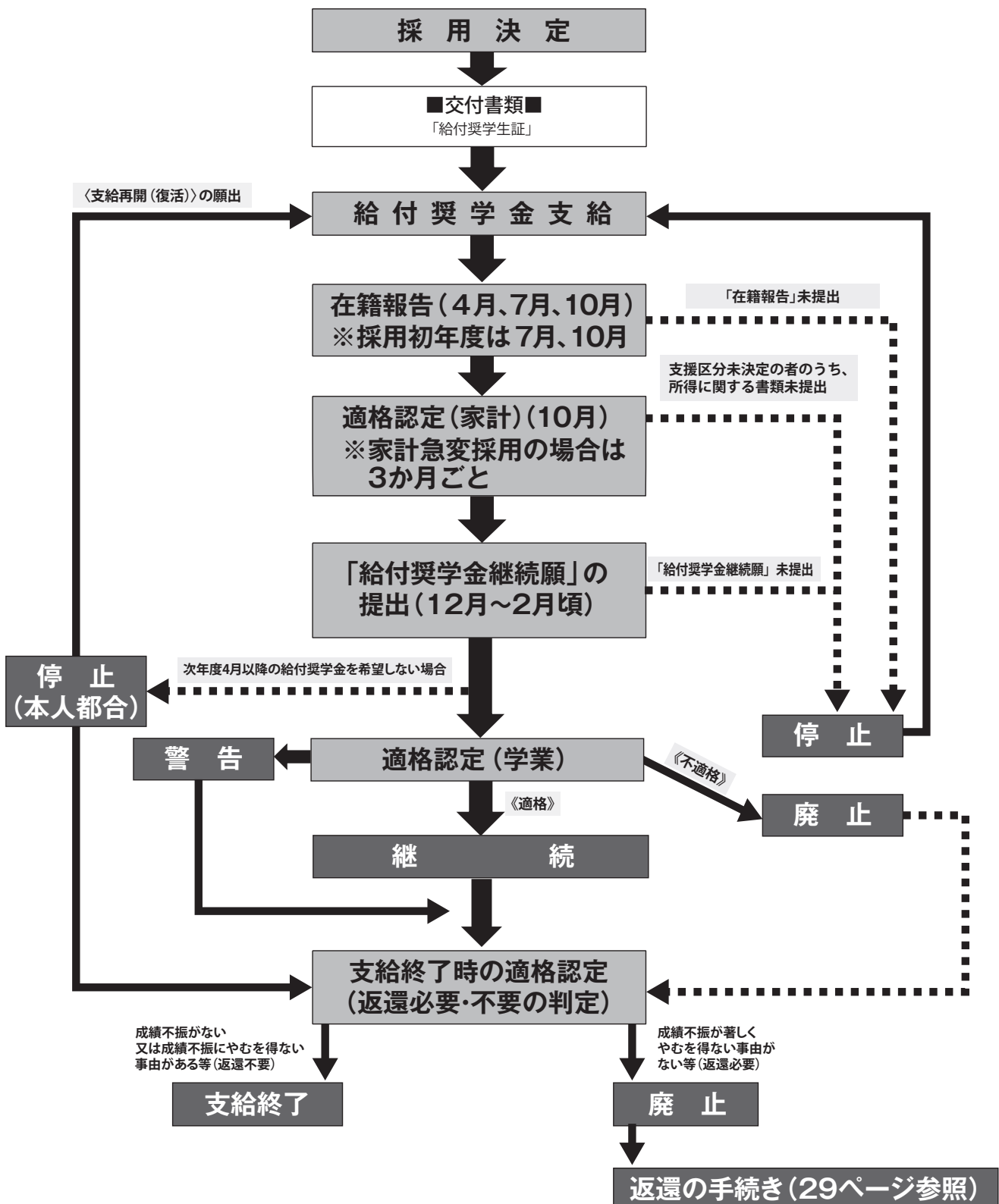


第一種奨学金の貸与を受けていて、後から給付奨学金が採用になった場合、第一種奨学金の返金が必要になる場合があります。



# 第一部 支給中の手続き

図解 < 給付奨学生採用から支給終了まで >



# 1. 給付奨学生証

- 「給付奨学生証」は、あなたが本機構の給付奨学生であることを証明するものです。
- 奨学金申込み時（⑤給付月額除く）の内容が印字されています。
- 印字内容に誤りがある場合は、学校へ申し出てください。なお、再発行はされません。  
※給付月額については、35ページ⑤給付月額を確認してください。
- 貸与奨学金（第一種奨学金と第二種奨学金）の奨学生証は、給付奨学生証とは別に交付されます。

## 例) 給付奨学生証（私立・第Ⅰ区分）



※見本は給付奨学生のしおり作成時点のものです。ご了承ください。

### ①奨学生番号

奨学生番号は、給付奨学生一人ひとりに与えられる固有の番号です。給付奨学金に関する届出等を行う場合は、奨学生番号が必要となります。

### ②氏名

氏名が誤っている場合は、学校に申し出てください。ただし、訂正・変更しても再発行はされません。

なお、旧字体や異字体などの外字は対応していません。通用字体での登録になります。

〔旧字体の使用字体例〕 吉→吉、祐→祐



### ③給付の始期

給付の始期とは、給付奨学金の支給開始年月（何年何月分から支給を受けるのか）のことです。

### ④給付の終期（予定）

給付の終期とは、給付奨学金の支給終了予定年月（何年何月分まで支給を受ける予定なのか）のことです。支給の途中で退学等があれば、給付の終期は早まります。

### ⑤給付月額

あなたが採用時に受給する給付奨学金の支援区分に基づく自宅通学の給付月額と通学形態（自宅通学）が印字されています。

- ※1 申込時に自宅外通学を選択した場合でも、自宅通学の給付月額で振込みが開始されます。そのため、給付月額は自宅通学の月額、通学形態は自宅通学と印字されます。
- ※2 通信教育課程の奨学生の場合は年額が印字されています。
- ※3 他の国費による給付金を受給している場合は「0円（他国費受給）」と印字されています。
- ※4 自宅外通学での月額となった場合や支援区分の見直しによる月額の変更での、奨学生証の再発行はいたしません。あなたの奨学金に関する情報は、スカラネット・パーソナルよりご確認ください。

### ⑥支援区分

世帯の所得金額に基づき判定された支援区分が印字されています。

### ⑦振込先金融機関名

本支店名・口座番号は、個人情報保護の観点から印字していません。

振込口座の変更手続きは10ページを参照してください。

### ⑧特記事項

該当者に限り、通信教育課程における支給額の振込みについて印字されます。



## 奨学生番号のしくみ

奨学生番号は、11桁の番号で構成されています。（例：521-04-999999）

	①種別	②採用年度	③学種	④通し番号
給付奨学金	5	21	04	〇〇〇〇〇〇
第一種奨学金	6	21	04	〇〇〇〇〇〇
第二種奨学金	8	21	08	〇〇〇〇〇〇

#### ①種別（1桁）

5	給付奨学金
6	第一種奨学金 （無利子）
8	第二種奨学金 （有利子）

#### ②採用年度（西暦下2桁）

例 2021年→21

#### ③学種（2桁）

01	高等専門学校
02	短期大学
04	大学学部
06	大学院
08	専修学校専門課程
09	通信課程

#### ④通し番号（6桁）



## 2. 給付奨学金の振込み

- 給付奨学金は、あなた名義の口座に原則、毎月11日に振り込まれます。ただし、4月は21日、5月は16日に振り込まれます。
- 通信教育課程の人は、年に1回（通常は4月又は5月の振込日）振り込まれます。
- 振込日が、金融機関の休業日（土曜、日曜、祝日）にあたる場合は、その前営業日に振り込まれます。
- 給付奨学金と貸与奨学金の振込日は同じです。

### ○奨学金振込予定表

4月分	4月21日	8月分	8月11日	12月分	12月11日
5月分	5月16日	9月分	9月11日	1月分	1月11日
6月分	6月11日	10月分	10月11日	2月分	2月11日
7月分	7月11日	11月分	11月11日	3月分	3月11日

※振込日が土日祝日の場合は、その前営業日に振込み。



ポイント

給付終了となる年度の3月分は、2月分と合わせて2月に振り込まれます。

### 2-1. 給付奨学金の振込み

本機構や金融機関からの通知はありません。毎月の振込みが確実に行われているか、通帳に記帳して必ず確認してください。

もし不明な点が生じたときは、すぐに学校に問い合わせてください。



ポイント

- 採用時の初回振込み等で、複数月分がまとめて振り込まれることがあります。
- 自宅外通学を選択して採用となった場合も、自宅通学の給付月額で振込が開始されます。自宅外証明書類及び「通学形態変更届兼自宅外証明書送付状」（所定の用紙）を学校へ期限までに不備なく提出してください。本機構での書類審査完了後に自宅外通学の月額で振込みがなされます。なお自宅外通学の月額での振込反映月に、自宅外通学開始月からの差額がまとめて振り込まれます。



## 2-2. 振込口座の変更

### (1) 変更方法

学校の担当者から「奨学金振込口座変更届」(所定の用紙)を受け取り、必要事項を記入のうえ、学校に提出してください。

※金融機関の都合(金融機関や支店の合併・廃止等)による口座変更の場合は、金融機関からの連絡によって本機構が変更手続きを行いますので、あなた(奨学生本人)の手続きは不要です。

### (2) 取扱い金融機関

ゆうちょ銀行・都市銀行・地方銀行・第二地方銀行・信用金庫・労働金庫・信用組合(一部を除く)の本支店で、かつあなた(奨学生本人)名義の普通預金口座又は通常貯金口座に限ります。なお、各金融機関の貯蓄預金口座や、インターネット支店は使用できません。



ポイント

2021年4月現在、信託銀行・新生銀行・あおぞら銀行・農業協同組合・外資系銀行・ネットバンク・コンビニ銀行の取扱いはありません。

### 3. 給付月額の変更等

- 給付月額は、学校の設置者（国公立・私立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）等により、必要となる生活費を踏まえて金額を設定しています。その状況に変更があった場合は、速やかに学校に申し出る必要があります。
- 給付月額は「給付月額一覧表」（35ページ）を参照してください。
- 毎年10月（家計急変採用の場合は3か月ごと）に適格認定（家計）による支援区分の見直し（26ページ）を行い、その後1年間（10月～翌年9月）の支援区分が決定します。支援区分の変更がある場合は給付月額が変更されます。

#### 3-1. 通学形態（自宅通学・自宅外通学）の変更

通学形態（自宅通学・自宅外通学）の変更があった場合は、給付月額を変更する手続きが必要です。学校に申し出て、通学形態に係る所定の用紙を速やかに提出してください（自宅外通学から自宅通学への変更があった場合は在籍報告（18ページ）においても手続きができます）。

自宅外通学の給付月額の支給を受けるためには、生計維持者（原則父母）と別居し、あなたの居住に係る家賃をあなたまたは生計維持者が支払っており、次のア.～オ.のいずれかに該当している必要があります。自宅外通学であることの証明書類（アパートの「賃貸借契約書」や「入寮許可証」のコピー等）及び「通学形態変更届兼自宅外証明書送付状」（所定の用紙）を学校に提出してください。

- ア. 実家（生計維持者いずれもの住所）から大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上（目安）
- イ. 実家から大学等までの通学時間が片道120分以上（目安）
- ウ. 実家から大学等までの通学費が月1万円以上（目安）
- エ. 実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であって、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当たり1本以下（目安）
- オ. その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合

あなたから提出された所定の用紙や証明書類に基づいて、自宅外通学の給付月額の支給が可能か審査が行われ、審査完了後に自宅外通学開始月からの差額がまとめて振り込まれます。なお、自宅外通学であることの証明書類が速やかに提出されない場合は、自宅外通学開始月ではなく証明書類が提出された月から自宅外通学の給付月額に変更されます。証明書類の提出期限は必ず学校に確認してください。



ポイント

自宅外通学の証明書類の提出が遅れた場合、証明書類を提出した月から自宅外通学の給付月額での支給となる場合があります。速やかに不備なく書類をととのえ、申し出るようにしてください。



### 3-2. 他の国費による給付金との重複

あなた(奨学生本人)が他の国費による給付金(※)を受けている間は、給付奨学金の支給を受けることができません。ハローワークや役所からあなたが受けている給付金がないか必ず確認してください(生計維持者が給付金を受けている場合は、給付奨学金の支給を受けることができます)。

また、他の国費による給付金を受ける場合及び受給が終了した場合は届出が必要ですので、学校に申し出てください。

なお、他の国費による給付金を受けている場合も、「在籍報告」(18ページ)及び「給付奨学金継続願」(22ページ)の提出は必要です。

※「教育訓練支援給付金」、「訓練延長給付」、「技能習得手当及び寄宿手当」、「職業訓練受講給付金」、「高等職業訓練促進給付金」、「職業転換給付金」を指します。

### 3-3. 他の団体や自治体等の奨学金との重複

本機構の給付奨学金は、他の地方公共団体・奨学事業実施団体が実施する奨学金制度との併用について制限を設けておりません。

ただし、他の奨学金制度によっては、本機構の奨学金との併用を認めていない場合がありますので、そのような場合には、あなたがどちらの奨学金を受けるか判断して手続きを行ってください。必要に応じ、給付奨学金の支給を止めることができますので、止める(本人都合による停止(14ページ))場合は、学校に申し出てください。

### 3-4. 在留資格等の変更(外国籍の場合)

外国籍の場合、奨学金の支給を受け続けるためには、在留資格等の要件(※)を満たしていること、及び在留期間が満了していないことが必要です。いずれかを満たさなくなった場合、奨学金の支給が止まります。

在留資格の変更や在留期間を更新した場合は、「在留カード」のコピー等の証明書類の提出が必要です。証明書類及び「給付奨学金「在留資格証明書類」提出書」(所定の用紙)を学校に提出してください。

※ 法定特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者(将来日本に永住する意思のある人に限る。)



## 4. 支給中の異動（身分の変動、振込条件の変更）

- 異動とは、給付奨学生の身分・情報等に何らかの変動があったことをいいます。
- 異動の主なものには、改氏名・住所変更・休止・退学等があります。事由ごとに所定の手続きがありますので、学校に申し出てください。
- 給付奨学金は、採用後に辞退することはできません。

### 4. 支給中の異動（身分の変動、振込条件の変更）目次

項番		ページ
4-1	改氏名、住所変更	13
4-2	給付奨学金支給の中断	14
4-3	給付奨学金支給の復活	14
4-4	退学	14
4-5	受領資格のない奨学金が振り込まれてしまった場合	15
4-6	転学・編入学する時の手続き	15
4-7	転学部（科）する時の手続き	16
4-8	短期大学・高等専門学校の専攻科へ進学する時の手続き	16
4-9	留学時に奨学金を希望する時の手続き	17

### 4-1. 改氏名、住所変更

#### (1) 改氏名（改姓、改名）

氏名変更があった場合は、「改氏名届」（所定の用紙）を学校に提出してください。なお、改名した場合は、公的証明書が必要となります。詳細については、学校に確認してください。

併せて、給付奨学金を受け取っているあなたの口座の名義変更も必要です。届出がない場合は、給付奨学金の振込みができなくなります。

#### (2) 住所変更

インターネットを通じて「在籍報告」（18ページ）を行う時に届け出てください。





## 4-2. 給付奨学金支給の中断

### (1) 休止

休学した場合は、給付奨学金の支給は止まります。これを休止といいます。必ず、「異動願(届)」を学校に提出してください。また、手続きを行わないまま休学した後にあなたの口座に振り込まれた給付奨学金は、学校の指示に従い、速やかに金融機関を通じて本機構に返金しなければなりません。

### (2) 本人都合による停止

在学中に給付奨学金が不要になった場合は、学校に申し出てください。「異動願(届)」の提出により、給付奨学金の支給が止まります。これを停止といいます。

なお、給付奨学金の資格は失いませんので、例えば停止中に退学する場合は、退学に伴う支給終了手続き(下記4-4参照)が必要になります。また、在籍報告(18ページ)や給付奨学金継続願(22ページ)の手続きも必要です。

停止からの支給再開を希望する場合は、次に説明する「復活」の手続きをすることにより、給付奨学金の支給が再開されることがあります。

ただし、本人都合により支給を停止していた期間(月数)については、給付奨学金採用時に支給予定だった総期間(月数)から減じられます。



ポイント

給付奨学金は、採用後に辞退することはできません。なお、本人都合による停止とした場合でも第一種奨学金貸与月額の制限(併給調整)は解除されません。

## 4-3. 給付奨学金支給の復活

休止又は本人都合による停止から給付奨学金の支給再開を希望し、「異動願(届)」の提出があったときは、給付奨学金の支給を再開することがあります。これを復活といいます。

支給再開を希望する場合は、復活の「異動願(届)」を速やかに学校に提出してください。

本機構で審査し、復活が可能であれば支給が再開されます。支給の再開時期については、学校に問い合わせてください。

## 4-4. 退学

### (1) 退学

退学する場合は、速やかに学校に申し出て、「異動願(届)」を提出してください。

「異動願(届)」の提出が遅れて、退学の事実が発生した後も給付奨学金が振り込まれていた場合、その分の給付奨学金については返金が必要になります。

また、退学時に行う学校の適格認定で、学修状況によっては給付奨学金の返還を求められる場合があります。(24ページ)

### (2) 退学後の手続き

退学した場合、給付奨学生としての資格はなくなります。一度退学により給付奨学金の支給が終了すると、再度新たに申し込むことはできませんのでご注意ください(退学後に別の学校に入学する場合(編入学(15ページ参照)を除く)も、給付奨学金に申し込むことはできません)。

## 4-5. 受領資格のない奨学金が振り込まれてしまった場合

### (1) 返金の手続きについて

退学等で給付奨学生としての資格がなくなった場合や、通学形態が自宅外通学から自宅通学に変更になった場合などは、速やかに学校に申し出て、手続きをしてください。手続きの遅れ等によりあなたの口座に振り込まれてしまった給付奨学金は、学校の指示に従い、速やかに金融機関を通じて本機構に返金しなければなりません。

### (2) 返金方法について

返金する必要が生じた場合は、学校で「奨学金返戻用振込用紙」（所定の用紙）を受け取り、返金すべき金額を学校に確認してください。返金額、奨学生番号、氏名等必要事項を記入して、返金額とともに金融機関の窓口へ提出してください。振込先金融機関を正しく指定している場合、振込手数料は無料です（「奨学金返戻用振込用紙」裏面参照）。



インターネットバンキングやATMからの振込みは本人確認ができない場合があるうえ、金融機関所定の振込手数料がかかるため、行わないでください。

## 4-6. 転学・編入学する時の手続き

転学とは、退学せず又は卒業せずに他の学校の相当学年へ移ることをいいます（同一学種の学校間（例えばA大学学部からB大学学部へ）に限ります）。

また、編入学には、次の3つがあります。

- ① 卒業（修了）せずに、退学後に引き続き同一学種（大学学部→大学学部、短期大学→短期大学）の他の学校の修業年限の中途へ転学する場合
- ② 短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）の本科を卒業又は修了後に大学の修業年限の中途へ編入学する場合
- ③ 専修学校（専門課程）以外の大学等で卒業（修了）せずに、退学後に2年制以上の専修学校（専門課程）の2年次以上に入学する場合

なお、この場合、あらためて給付奨学生番号が付与され、「給付奨学生証」が新たに交付されます。

転学・編入学に際して、給付奨学金の支給継続を希望する場合は、今まで在学していた学校及び転学・編入学先の学校において所定の手続きが必要ですので、転学・編入学が決まり次第、速やかにそれぞれの学校に申し出てください。（上記②、③の場合は、編入学先の学校へ申し出て、所定の手続きを行ってください。）

支給期間は転学・編入学前の学校で、すでに給付奨学金又は授業料等減免の支援を受けた期間を含めて、72か月（6年）が上限となります。（在籍期間中に「停止」していた期間は支援を受けた期間に含まれます）。

ただし、以下の場合は給付奨学金の継続はできません。

- ・ 転学・編入学前の学校を卒業（又は最終学年を修了）した後に他の学校に転学・編入学した場合（上記②を除く）
- ・ 転学・編入学前の学校に在籍しなくなってから、他の学校に転学・編入学するまでに1年以上が経過した場合
- ・ 転学・編入学前の学校における学業成績が「廃止」相当（8-1参照）の場合



- ・ 転学・編入学前の学校において学校処分により退学・除籍・無期停学又は3か月以上の停学処分を受けた場合
- ・ 虚偽の申告や不正により給付奨学金の支援を受けた場合

#### 4-7. 転学部（科）する時の手続き

在学する学校において、他の学部・学科・学群・課程に移ることや昼夜間部の別を変更することを転学部（科）といいます。

転学部（科）後、所定の用紙を速やかに学校に提出することにより、引き続き給付奨学金の支給を受けることができます。なお、通学形態が変更になる場合は、あわせて手続きをしてください。

ただし、今までの学部（科）を卒業（又は最終学年を修了）した後に転学部（科）する場合は支給できません。また、転学部（科）前と同様のカリキュラムを繰り返す場合も支給することはできません。

支給期間は、転学部（科）前に、すでに給付奨学金又は授業料等減免の支援を受けた期間を含めて、72か月（6年）が上限となります。

#### 4-8. 短期大学・高等専門学校の専攻科へ進学する時の手続き

短期大学、高等専門学校4～5年生の本科で給付奨学金を受けて卒業又は修了後に引き続き、専攻科（※）に進学する場合は、継続して支給を受けることができます。進学した学校に申し出て、給付奨学金継続願（専攻科進学）（所定の用紙）と「給付奨学金確認書」等必要な書類を進学後の学校が定める期限までに提出してください。

また、他の学校の専攻科に進学する場合も、継続して支給を受けることができます。

##### ① 支給期間

進学した専攻科の修業年限の終期までです。ただし、短期大学・高等専門学校4～5年生の本科ですでに給付奨学金又は授業料等減免の支援を受けた期間を含めて、72か月（6年）が上限です。

##### ② 「給付奨学生証」の交付

専攻科に進学した場合、あらためて給付奨学生番号が付与され、「給付奨学生証」が新たに交付されます。

ただし、本科を卒業又は修了してから専攻科に進学するまでに1年以上が経過した場合は、専攻科で支給を受けることができません。

また、本科で以下のいずれかの理由により給付奨学生として認定を取り消された場合も、専攻科で支給を受けることができません。

- ・ 虚偽の申告や不正により給付奨学金の支援を受けたこと
- ・ 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと
- ・ 修得した単位数（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数）の合計数が標準単位数の5割以下であること。
- ・ 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学習意欲が著しく低い状況があると認められること
- ・ 学校処分により退学・除籍・無期停学又は3か月以上の停学の処分を受けたこと

※短期大学及び高等専門学校の特攻科は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の認定を受けた専攻科に限られます。

#### 4-9. 留学時に奨学金を希望する時の手続き

##### (1) 国内で給付奨学金を受けながら留学を希望する場合の給付奨学金の取扱い

留学中の学籍上の身分が「留学」若しくは「在学」の場合は、給付奨学金を継続して受けることができます（留学中の給付奨学金が不要な場合は、本人都合による停止の手続きをしてください）。学籍上の身分が「休学」の場合は、給付奨学金を継続して受けることはできません。「休止」の手続きをしてください。

##### (2) 国内で給付奨学金を受けながら海外留学支援制度（協定派遣）の支給を希望する場合の給付奨学金の取扱い

海外留学支援制度（協定派遣）は給付奨学金と併給できませんので、留学中に海外留学支援制度（協定派遣）の支給を受ける場合は、給付奨学金の支給を停止する手続きをしてください。

##### (3) 国内で給付奨学金に併せて貸与奨学金を受けながら留学を希望する場合の貸与奨学金の取扱い

上記(1)同様に、貸与奨学金についても留学中の学籍上の身分が「留学」若しくは「在学」の場合は、貸与を受けながら留学することができます。

また、貸与奨学金については、留学中の学籍上の身分が「休学」の場合でも、「留学奨学金継続願」（所定の様式）を提出することで、貸与奨学金を継続して受けることが認められる場合があります。

##### (4) 国内の大学等に在学し給付奨学金を受けている人が留学にあたって貸与奨学金を併せて希望する場合の取扱い

国内の大学等に在学し給付奨学金を受けている人が、留学にあたって貸与奨学金を併せて希望する場合には、第二種奨学金（短期留学）の貸与を申し込むことができます。

※第二種奨学金（短期留学）

3か月以上1年以内の短期留学を希望する方が申し込むことができます。

また、留学時の一時金として有利子の「留学時特別増額貸与奨学金」（10万円、20万円、30万円、40万円、50万円のいずれか）の貸与も申し込むことができます。

詳しくは、在学している学校に問い合わせてください。



ポイント

- 本機構が実施する海外留学支援制度（協定派遣）と国内の給付奨学金との併給はできません。
- 官民協働海外留学支援制度と国内の給付奨学金との併給は可能です。



## 5. 在籍報告

- 給付奨学金の受給にあたり、給付奨学生は、大学等に在籍していること及び生計維持者等を、毎年4月・7月・10月にインターネットを通じて報告（入力）する必要があります。
- 定められた期限までに報告（入力）がなく、大学等に在籍していることが確認できない場合は、給付奨学金の振込みが止まります。

### 5-1. 在籍報告

#### (1) 報告方法

在籍報告はインターネットを通じて本機構へ報告します。32ページ「2. スカラネット・パーソナル」に記載の新規登録・ログイン手順にしたがってスカラネット・パーソナルに登録してください。

在籍報告は、スカラネット・パーソナルから「在籍報告」の画面にアクセスし、在籍状況や生計維持者等について報告（入力）します。

#### (2) 実施時期

毎年4月・7月・10月に実施します。（採用初年度は7月・10月）

#### (3) 報告期間

学校を通じてお知らせします。

#### (4) 報告内容

在籍状況、生計維持者情報、住所情報、国籍情報、通学形態、資産情報 等

### 5-2. 在籍報告後の流れ

報告により在籍を確認できた場合は奨学金の支給が継続されますが、以下の報告があった場合は支給が止まります。

- ・在籍していない場合
- ・遡って通学形態を自宅外通学から自宅通学に変更している場合で、その後の振込で調整ができない場合
- ・外国籍で、在留期間満了日を経過している場合や在留資格を変更している場合
- ・資産額が給付奨学金の家計基準を超える場合 等

在籍報告よりも前に退学等をしていたことが判明した場合は、遡って給付奨学生としての資格を失うとともに、退学等をした後に振り込まれた給付奨学金を速やかに本機構に返金する必要があります。



自宅外通学から自宅通学へ通学形態の変更があった場合は、給付月額が変更されます。自宅通学から自宅外通学に変更となった場合は、在学報告では届け出ることができません。自宅外通学の給付月額を希望する場合は、自宅外通学であることを証明する書類（アパートの「賃貸借契約書」や「入寮許可証」のコピー等）と「通学形態変更届兼自宅外証明書送付状」（所定の用紙）を学校へ提出してください。あなたから提出された所定の用紙や証明書類に基づいて、自宅外通学の給付月額の支給が可能か審査が行われ、審査完了後に自宅外通学開始月からの差額がまとめて振り込まれます。

外国籍で在留期間の更新手続きを行った場合や在留資格を変更した場合も「在留カード」等の提出が必要です。証明書類と「給付奨学金「在留資格証明書類」提出書」（所定の用紙）を学校に提出してください。

毎年4月の在籍報告において新たな生計維持者の報告をした場合は、支援区分の見直し（26ページ）に利用するため、その生計維持者のマイナンバーを提出していただきます。マイナンバーの提出書は4月の在籍報告後に本機構から直接、あなた（奨学生本人）あてに送付します。



ポイント

自宅外通学の証明書類の提出が遅れた場合、証明書類を提出した月から自宅外通学の給付月額での支給となる場合があります。速やかに不備なく書類をととのえ、申し出るようにしてください。

### 5-3. 在籍報告をしない場合

定められた期限までにインターネットを通じて報告（入力）がない場合は、給付奨学金の支給が止まります。

追って報告（入力）することで支給が再開しますが、支給が止まっていた期間（月数）については、給付奨学金採用時に支給予定だった総期間（月数）から減じられる場合があります。



## 6. 給付額通知（年に1度の給付金額等の確認）

- 「給付額通知」は毎年12月～3月頃にインターネットを通じてお知らせします。
- 「給付額通知」には、前年度の「給付額通知」でお知らせした期間の次の振込日（新規に採用された場合は給付開始時期）から直近の振込日までの給付奨学金受給額の明細が記載されています。
- 必ず内容を確認し、内容に不明な点があれば、速やかに学校に申し出てください。

毎年1回、給付奨学生に対し、この1年間の受給状況を確認していただくための「給付額通知」をインターネットを通じてお知らせします。「給付額通知」はスカラネット・パーソナルから閲覧することができます（32ページ参照）。

「給付額通知」をもとに、順調に給付奨学金の支給を受けているのか、支給予定総額はいくらか、給付奨学生としての自覚を持って学業に精励しているかを改めて考える機会としてください。

確認後は、「給付奨学金継続願」を提出（インターネット入力）していただくことになります（22ページ参照）。

# 【給付額通知】

(参考)

20XX年 11月 12日

## 給付額通知

独立行政法人日本学生支援機構は、あなたに奨学金を下記のとおり給付しています。学業成績が著しく不振である場合等は給付が取りやめになることがあります。また、状況によっては給付された金額の一部または全部に返還義務が生じる場合がありますので、学業に励み、有意義な学生生活を過ごしてください。

氏名 機構 太郎  
奨学生番号 5 X X 0 4 0 0 0 0 0 1  
学籍(学生証)番号 0 9 3 4 0 0  
学生支援大学  
学校名 薬学部(6年制) 独立行政法人  
日本学生支援機構

### 記

- 現在の給付(予定)額 553,600円
- 給付の始期～給付の終期(予定) 20XX年 4月～20XX年 3月
- 現在の給付月額 66,700円
- 給付の始期から終期までの給付額(予定) 4,802,400円
- 振込明細 (前回までにお知らせした振込額を除いています。)

振込日	振込額
20XX年 4月 21日	66,700円
20XX年 5月 16日	66,700円
20XX年 6月 11日	66,700円
20XX年 7月 11日	66,700円
20XX年 8月 11日	66,700円
20XX年 9月 11日	66,700円
20XX年 10月 11日	66,700円
20XX年 11月 11日	66,700円
年 月 日	円
年 月 日	円
年 月 日	円
年 月 日	円
年 月 日	円
年 月 日	円

次回振込予定額 20XX年 12月 11日 66,700円

本通知は 20XX年 11月 11日 振込後で作成してあります。

※見本は給付奨学生のしおり作成時点のものです。ご了承ください。





## 7. 給付奨学金継続願（年1回）

- 給付奨学生は、来年度も給付奨学金の継続を希望するかどうかを、毎年1回、本機構に届け出なくてはなりません。この手続きが「給付奨学金継続願」の提出（インターネット入力（以下、「入力」といいます））です。
- 学校は学修状況等を本機構へ報告し、本機構は給付奨学生として適格か否か等を確認し、継続の可否が判断されます。その結果によっては、来年度の給付奨学金が継続できない場合もあります。（24ページ参照）

### 7-1. 「給付奨学金継続願」の提出（入力）

#### (1) 「給付奨学金継続願」の提出（入力）方法

「給付奨学金継続願」はインターネットを通じて本機構へ提出します。32ページ「2. スカラネット・パーソナル」に記載の新規登録・ログイン手順にしたがってスカラネット・パーソナルに登録してください。

「給付奨学金継続願」はスカラネット・パーソナルから「給付奨学金継続願」の画面にアクセスし、引き続き4月からの給付奨学金の支給を希望するかを選択するとともに、その他の必要事項を入力します。

事前に学校から提出（入力）手続きについて注意事項等を記載した書類が配付されますので、受け取ってください。



ポイント

- 通信教育課程に在籍する人、停止中の人でも「給付奨学金継続願」を提出する必要があります。
- 支援対象外の理由で「停止」中（26ページ参照）の人は、次の支援区分見直しで支援対象となった場合の給付奨学金の支給を希望するかを選択します。

#### (2) 「給付奨学金継続願」の提出（入力）期間

提出（入力）期間は学校が定めていますので、学校の指示に従ってください。



ポイント

詳細な入力方法は、学校を通じてお知らせします。

### 7-2. 給付奨学金の継続を希望しない場合

スカラネット・パーソナルから「給付奨学金継続願」の画面にアクセスし、「給付奨学金の継続を希望しません」を選択し、学校が定めた期限までに提出（入力）すると、4月以降の給付奨学金の支給が止まります。

なお支給再開を希望する場合は、「復活」の手続き（14ページ参照）をすることにより、給付奨学金の支給が再開される場合もありますが、成績不振等の場合は、給付奨学金の支給が廃止（打ち切り）され、学修状況によっては支給済みの給付奨学金の返還を求める場合があります。（24ページ参照）

### 7-3. 「給付奨学金継続願」を提出（入力）しない場合

学校が定めた期限までにインターネットを通じて「給付奨学金継続願」を提出（入力）しない場合は、給付奨学金の支給が止まります。

追って提出することで支給は再開しますが、支給が止まっていた期間（月数）については、給付奨学金採用時に支給予定だった総期間（月数）から減じられる場合があります。

特別な事情により、どうしても学校が定めた期限までに「給付奨学金継続願」を提出（入力）できないと予想される場合には、事前に学校に申し出てください。

成績不振等の場合は、給付奨学金の支給が廃止（打ち切り）され、学修状況によっては支給済みの給付奨学金の返還を求められます。



## 8. 適格認定（学業等）

- 学校は、給付奨学生として採用された後もあなたの学修状況や生活状況を定期的に、本機構に報告します。学校からの報告に基づき、本機構は学業成績等に応じて給付奨学金継続等にかかる必要な措置をとります。この手続きを「適格認定（学業等）」といいます。
- 「適格認定」の結果によっては、給付奨学金の支給が廃止されたり、停止されたりすることがあります。また、状況によっては支給済みの給付奨学金について返還を求めることがあります。

### 8-1. 適格認定（学業等）による給付奨学金の継続

#### （1）適格認定の実施時期

学校から報告された学業成績等を総合的に審査し、適格基準に基づき給付奨学金継続の可否等を判断します。「適格認定」は、次項「（2）適格認定の区分」に記載の「廃止」「停止」「警告」「継続」の区分に応じて行われます。

したがって、「給付奨学金継続願」を提出（入力）しても、翌年度も必ず継続して支給されるとは限りません。学業成績が不振等の場合は、奨学金の支給が廃止（打ち切り）となる場合があります。

学業成績による適格認定は学年末に実施されます。（2年制以下の課程及び高等専門学校は学年の半期ごと）

また、以下の場合についても、その都度適格認定が実施されます。

- ・ 性行不良等により、給付奨学生の適格性に疑義が生じた場合
- ・ 退学等により、支給が終了する場合

#### （2）適格認定の区分

適格認定は、認定基準に基づき次のいずれかの区分に認定され処置されます。

##### ①廃止……

給付奨学金の支給を取り止めます（給付奨学生の資格を失います）。学校処分が退学、除籍、無期停学又は3か月以上の停学の場合、学業成績が著しく不良でやむを得ない事由がない場合は、併せて支給済みの給付奨学金の返還を求めます。

##### ②停止……

3か月未満の停学又は訓告処分の場合、給付奨学金の支給を停止します。停学又は訓告処分終了後、学校からの報告を受けて給付奨学金の支給を再開します。

ただし、学校処分により停止された期間（月数）については、採用時に支給予定だった総期間（月数）から減じられます。

## ③警告……

(ア) 給付奨学金の支給を継続します。

(イ) 学業成績が向上せず、次回の適格認定時に再度「警告」の認定となった場合は、給付奨学金は「廃止」(打ち切り)となります。

## ④継続……

給付奨学金の支給を継続します。

「廃止」「停止」「警告」と認定された場合は、「処置通知」を交付します。

**(3) 適格認定(学業)の基準**

## ①廃止…

以下のいずれかに該当する場合、「廃止」(打ち切り)となります。

- ・修業年限で卒業できないこと(卒業延期)が確定した場合
- ・修得単位数の合計数が標準単位数の5割以下の場合
- ・出席率が5割以下など、学修意欲が著しく低いと学校が判断した場合
- ・連続して「警告」に該当した場合

## ②警告…

以下のいずれかに該当する場合、「警告」となります。

- ・修得単位数の合計数が標準単位数の6割以下の場合
- ・GPA(平均成績)等が下位4分の1の場合
- ・出席率8割以下など、学修意欲が低いと学校が判断した場合

ただし、「廃止」又は「警告」の基準に当てはまる場合であっても、災害、傷病その他のやむを得ない事由がある場合等には、「廃止」又は「警告」とならない場合があります。

**ポイント**

- 貸与奨学金より厳しい基準により認定されるため、貸与奨学金と併給している場合、貸与奨学金の振込みは継続されても給付奨学金の振込みは打ち切られることがあります。
- 適格認定が適切でなかったことが判明した場合は、認定時に遡って「廃止」、「停止」又は「警告」に処置を変更します。
- 遡って処置の変更をされた場合は、その遡った期間に振り込まれた給付奨学金を速やかに返金しなければなりません。

**8-2. 返還が必要となった場合の通知**

廃止の処置としたうえで、受給済みの給付奨学金の返還を求める場合は、本機構から直接、返還すべき金額や返還方法を記載した返還開始の通知と返還誓約書を送付します。



## 9. 適格認定（家計）

- 毎年、あなた及び生計維持者（父母等）の経済状況に応じた支援区分の見直しを行い、10月以降の1年間（家計急変採用の場合は3か月ごと）の支援区分を決定します。
- 支援区分の変更がある場合は給付月額が変更されます。支援区分に基づく給付月額は「給付月額一覧表」（35ページ）を参照してください。
- 支援区分の変更があり、第一種奨学金も受けている場合は、第一種奨学金の貸与月額も変更される場合があります。

毎年4月に行う在籍報告（18ページ）で報告された生計維持者（父母等）及びあなたの経済状況（マイナンバーにより取得した所得等情報及び申告された資産額）に基づき、支援区分の見直し等を行います。事情によりマイナンバーを提出していない場合やマイナンバーで所得等の情報を取得できない場合は、収入・所得に関する書類の提出が必要です。必要な書類が提出されない場合は、給付奨学金の（第一種奨学金を併せて利用している場合は第一種奨学金も）振込が止まります。

支援区分には第Ⅰ区分・第Ⅱ区分・第Ⅲ区分があり（35ページ）、見直しの結果、支援区分の変更がある場合、10月以降の1年間の給付月額が変更されます。また、第一種奨学金も受けている場合は、第一種奨学金の貸与月額も変更される場合があります。なお、国等の実施する授業料等減免の支援区分は、給付奨学金と同じものになります。見直し後の支援区分は、スカラネット・パーソナルで確認することが可能です。

なお、いずれの支援区分にも該当しない場合は支援対象外となり、10月以降の給付奨学金の支給が止まります。次年度の見直しの際に再度いずれかの支援区分に該当した場合、給付奨学金の振込みが再開（復活）されます。支援対象外となって10月以降の支給が止まる（停止）場合、および支援対象となって振込みが再開（復活）する場合は、「処置通知」を学校を通じて交付します。第一種奨学金も受けている場合、支援対象外となっている期間は第一種奨学金貸与月額の制限（調整）が解除されます。

支援区分の決定にかかる収入・所得金額の目安については、本機構ホームページ掲載の「進学資金シミュレーター」（右のQRコードか下記アドレスを入力してください）で確認することができます。

なお、シミュレーション結果は参考であり、実際に支援区分の決定結果と差異が生じることがあるため、目安として利用してください。

【進学資金シミュレーター】

<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>





## 10. 家計急変採用

- 予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が地方税情報に反映される前に支援の必要がある場合は、急変後の年収見込みにより要件を満たすことが確認されれば、給付奨学金の支給対象となります。
- 定期的な募集（春・秋、予約採用）により給付奨学金の支給を受けていても、家計急変の事由が生じた場合は家計急変採用に申し込むことができます。
- 家計急変採用が認められた場合は、3か月ごとに支援区分が見直されます。
- 3か月ごとの支援区分見直し以外の取扱いは、定期的な募集により採用された給付奨学生と同じです。

次の家計急変の事由に該当し、対応する証明書類が提出できる場合のみ、家計急変採用に申し込むことが可能です。

急変事由発生日から3か月以内に申し込む必要がありますので、希望者は速やかに学校に相談してください。

事由	証明書類
A：生計維持者の一方（又は両方）が <u>死亡</u>	下記のいずれか ・戸籍謄本（抄本） ・住民票（死亡日記載）
B：生計維持者の一方（又は両方）が <u>事故又は病気</u> により、半年以上、就労が困難	・医師による診断書 <u>及び</u> ・病気休職中であることの証明書
C：生計維持者の一方（又は両方）が <u>失職</u> （非自発的失業に限る。）	下記のいずれか ・雇用保険被保険者離職票 ・雇用保険受給資格者証
D：生計維持者が <u>震災、火災、風水害等に被災</u> した場合であって、次のいずれかに該当 ①上記A～Cのいずれかに該当 ②被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生	・罹災証明書  【新型コロナウイルス感染症の影響による場合】公的支援の証明書及び減収後の給与明細・帳簿等



支援区分見直しのため、3か月ごとに「家計急変現況届」（収入に関する証明書類等を添付）の提出が必要です。「家計急変現況届」の提出が遅れると、支援区分の見直しが行えないために支給が遅れたり、その期間の支給が停止される場合があります。

詳しくは機構ホームページをご覧ください。  
こちらに支援区分見直しのスケジュールも掲載しています。





## 11. 返還が必要となった場合

- 支給を打ち切れ支給済みの給付奨学金について返還が必要となった場合には、給付奨学生本人に本機構から直接、返還誓約書と返還すべき金額や返還方法等を記載した返還開始の通知を送付します。
- 返還誓約書を受けた学生は、返還誓約書に自署し、必要事項を記載の上、本機構が定める期限までに提出しなくてはなりません。
- 返還誓約書を提出した場合、返還方法は原則として貸与奨学金の返還方法に準ずるものとします。概要は以下のとおりです。また、返還が困難な場合には救済制度（11-2）の利用も可能です。
- 返還誓約書を提出したあとにあなた（奨学生本人）の住所や電話番号等が変わった場合は、速やかに本機構に新しい住所等を届け出なくてはなりません。

### 11-1. 給付奨学金の返還方法

返還が必要となった給付奨学金の返還は、金融機関の口座からの振替（引落し）により行います。

振替用口座の加入手続きの方法は返還方法等の通知と併せてお知らせします。

返還方法は、次の2つから選択することができます。

#### ア. 定額返還方式

返還総額により定められた一定の返還金額（月額）で返還する方法

#### イ. 所得連動返還方式

前年の収入・所得に応じて決まる返還金額（月額）で返還する方法





## 11-2. 返還が困難になった場合（救済制度）

返還が困難になった場合は以下の救済制度があります。いずれの場合も、必ず本機構に連絡し相談してください。仮に延滞となっても早期に解消することが大切です。決して放置しないで本機構に相談してください。

※減額返還・返還期限猶予にはどちらも願出後に審査があり、承認を受ける必要があります。

### (1) 減額返還（定額返還方式を選択した場合のみ）

願出により、月々返還する金額を1/2もしくは1/3に減らすことができます（1年ごとの願出）。減額返還適用期間に応じた返還期間を延長して返還します。返還予定総額は変わりません。

- ・最長15年まで願出が可能です。
  - ・奨学生本人の災害・傷病・低収入・失業等の事情による経済困難の場合に限ります。
- ※返還を延滞した場合は願出はできません。（延滞を解消した後に願出可能です）。

### (2) 返還期限猶予

願出により、月々の返還を先送りにすることができます（1年ごとの願出）。先送りにした分、返還完了が遅くなります。返還予定総額は変わりません。

- ・奨学生本人の災害・傷病・低収入・失業等の事情による経済困難の場合に限ります。

### (3) 在学猶予（在学中）

国内の大学・大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程・高等課程）のいずれかに正規の学生として在学している場合は、願出により、返還を先送りにすることができます。なお、返還を先送りする場合の適用期間は、通算10年（120か月）となります。

### (4) 返還免除

死亡、精神もしくは身体の障害のため返還が困難になった場合は、願出により返還未済額の全部又は一部の返還を免除されることがあります。

※精神もしくは身体の障害による免除は、症状が固定し（又は回復の見込みがなく）、労働能力が喪失（又は高度の制限を有する）となった場合に限ります。

## 11-3. 返還を延滞した場合

### (1) 請求・督促

延滞すると、登録されている本人の連絡先へ、請求・督促を行います。

### (2) 法的手続き

長期に渡って延滞が解消されない場合、返還未済額の全部を一括で請求します。これに応じない場合は、裁判所へ支払督促の申立を行う等、法的手続きをとることがあります。

## 第二部 お知らせ



### 1. JASSO災害支援金

自然災害等により、**学生・生徒又はその生計を維持する者**が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けたことで、学生生活の継続に支障をきたした学生等が、一日も早く通常の学生生活に復帰し学業を継続するための支援として、JASSO災害支援金の支給を行っています。

#### (1) 申請資格 ※次の全てに該当する人

- 本機構の奨学金給付対象校・対象学科に在学中の学生等
- 自然災害等の発生により、居住する住宅（当該学生等又はその生計を維持する者が生活の本拠として日常的に使用している日本国内の住宅）に、半壊若しくは床上浸水以上の被害を受けた者又は自然災害等による危険な状態が発生し、自治体の避難勧告等による住居への立入禁止等が1か月以上継続した者。
- 学修に意欲があり、修業年限で学業を確実に修了できる見込みがあると学校長が認める者。

#### (2) 支給額 10万円 ※返還不要

#### (3) 申請方法

在学する学校を通じて本機構に申請します。詳しくは学校にお問い合わせください。

#### (4) 申請期限

学校から本機構への申請期限は、災害がおきた日の次の月から数えて6か月以内です。

※最新の情報は、日本学生支援機構のホームページでご確認ください。  
<https://www.jasso.go.jp/gakusei/shienkin/index.html>





## 2. スカラネット・パーソナル

### (1) スカラネット・パーソナル (以下「スカラPS」といいます) とは

あなたの奨学金に関する情報の閲覧や各種届出等、様々な手続きを行うことができる本機構のインターネットシステムです。

なお、「在籍報告」(18ページ) および「給付奨学金継続願」の提出(入力)(22ページ参照)も、スカラPSを通じて行いますので、必ず提出期間までに登録を済ませておいてください。

### (2) スカラPSにアクセスするには

以下の①又は②のいずれかの方法でアクセスしてください。

- ①スカラPSのURLを直接入力する。

<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/>

- ②QRコードを読み込む。



### (3) スカラPSの新規登録・ログイン手順

はじめにユーザID及びパスワードの新規登録が必要です。はじめて利用する人は、以下の手順に従い、新規登録の手続きを行ってください。

※ 既に他の奨学生番号を保持し、ユーザID及びパスワードを設定している場合は、再度、新たな奨学生番号での新規登録は不要です。

- ①「スカラネット・パーソナルへようこそ」(スカラPSトップページ)の画面の「ログイン・新規登録」ボタンをクリックしてください。新規ウィンドウでログイン画面が表示されます。



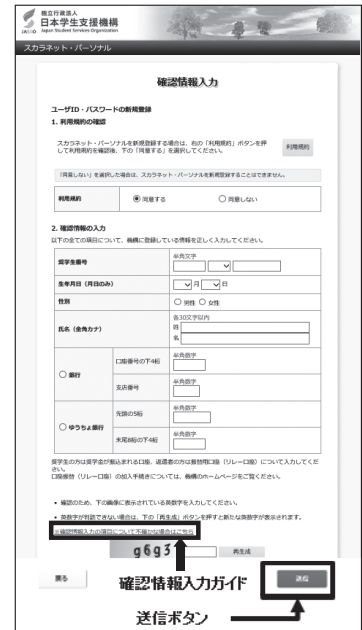
ログイン・新規登録ボタン

- ②ログイン画面の「新規登録」ボタンをクリックしてください。確認情報入力画面が表示されます。

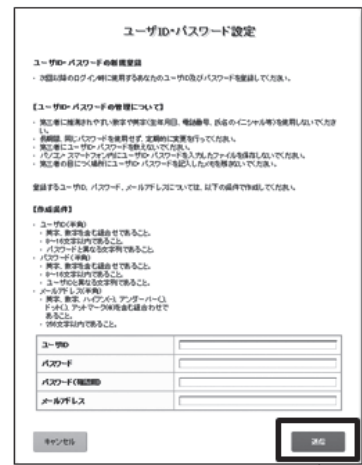


新規登録ボタン

- ③確認情報入力画面では、本機構があなたを確認するために必要な情報を入力します。利用規約を確認・同意後、奨学生番号、生年月日、性別、氏名（カナ）、振込口座の口座情報等を入力し、「送信」ボタンをクリックしてください。入力内容に不明な点がある場合は、ページ下のリンク先から「確認情報入力ガイド」を参照してください。



- ④入力した情報が本機構に登録されている項目内容と一致した場合は、ユーザID・パスワード設定画面が表示されます。ユーザID・パスワード・メールアドレスを画面の説明に従って登録してください。([ユーザID・パスワードの管理について]には特に注意してください) 「送信」ボタンをクリックすると、登録完了のメッセージが表示されます。これで登録は完了です。ログインするには、「ログイン画面へ」ボタンからログイン画面に戻り、登録したユーザID・パスワード・奨学生番号を使ってログインしてください。



## スカラPSの活用

あなたの給付奨学金情報を閲覧・確認することができます。

- ・給付奨学生番号、給付期間、給付月額、給付総額（予定）、振込口座情報 等

※ユーザID・パスワードの登録または変更後、6か月以上経過すると、パスワード変更を求める警告メッセージが表示されます。パスワードは定期的に変更してください。

※複数の奨学生番号を保持しユーザID・パスワードを忘れた場合は、当初登録した奨学生番号にて再設定を行ってください。

※給付された奨学金の情報がスカラPSで閲覧可能になるのは、奨学生として採用された月（初めて振込される月）の振込日の翌日以降からになります。



### 3. アンケートへの協力をお願い

奨学金の事業を継続的に実施していく上で参考とするため、奨学金の支給中及び卒業後にアンケートの実施を予定しています。ご協力をお願いします。

# 第三部 資料

## 1. 2021年度 給付月額一覧表

給付奨学生として採用されてから正規の卒業時期まで、世帯の所得金額に基づく区分（第Ⅰ区分～第Ⅲ区分：詳細下記参照）に応じて、学校設置者（国公立・私立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）等により定まる下表の月額が、原則として毎月支給されます。

区分			第Ⅰ区分		第Ⅱ区分		第Ⅲ区分	
			月額	生活保護世帯	月額	生活保護世帯	月額	生活保護世帯
大学	国公立	自宅	29,200円	33,300円	19,500円	22,200円	9,800円	11,100円
		自宅外	66,700円		44,500円		22,300円	
	私立	自宅	38,300円	42,500円	25,600円	28,400円	12,800円	14,200円
		自宅外	75,800円		50,600円		25,300円	
短期大学	国公立	自宅	29,200円	33,300円	19,500円	22,200円	9,800円	11,100円
		自宅外	66,700円		44,500円		22,300円	
	私立	自宅	38,300円	42,500円	25,600円	28,400円	12,800円	14,200円
		自宅外	75,800円		50,600円		25,300円	
高等専門学校	国公立	自宅	17,500円	25,800円	11,700円	17,200円	5,900円	8,600円
		自宅外	34,200円		22,800円		11,400円	
	私立	自宅	26,700円	35,000円	17,800円	23,400円	8,900円	11,700円
		自宅外	43,300円		28,900円		14,500円	
専修学校 専門課程	国公立	自宅	29,200円	33,300円	19,500円	22,200円	9,800円	11,100円
		自宅外	66,700円		44,500円		22,300円	
	私立	自宅	38,300円	42,500円	25,600円	28,400円	12,800円	14,200円
		自宅外	75,800円		50,600円		25,300円	
通信教育課程（大学・短期大学・専修学校専門課程）			51,000円（年額）		34,000円（年額）		17,000円（年額）	

※生活保護（扶助の種類を問いません。）を受けている生計維持者と同居している人及び児童養護施設等から通学する人は、上表の生活保護世帯欄の金額となります。

### 【支援区分について】

支援区分	収入基準
第Ⅰ区分	あなたと生計維持者の市町村民税所得割が非課税相当であること <sup>(※2)</sup> 具体的にはあなたと生計維持者の支給額算定基準額 <sup>(※1)</sup> の合計が100円未満であること
第Ⅱ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額 <sup>(※1)</sup> の合計が100円以上25,600円未満であること
第Ⅲ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額 <sup>(※1)</sup> の合計が25,600円以上51,300円未満であること

(※1) 支給額算定基準額★1 = 課税標準額 × 6% - (調整控除額 + 調整額) ★2 (100円未満切り捨て)

(※2) ふるさと納税、住宅ローン控除等の税額控除の適用を受けている場合、各区分に該当しない場合があります。

★1 市町村民税所得割が非課税の人は、(※2) の場合を除き、この計算式にかかわらず、支給額算定基準額が0円となります。家計急変採用の場合は、これに準じた額となります。

★2 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、(調整控除額 + 調整額) に3/4を乗じた額となります。



## 2. 給付奨学金を併せて利用している時の第一種奨学金の貸与月額

第一種奨学金の貸与を受けている人が、給付奨学生に採用された場合の第一種奨学金の月額は、次の表のとおりです。第一種奨学金の貸与を受けている人は、現在の月額から減額又は増額されることがあるので注意してください。

また、毎年4月に行う在籍報告（18ページ）で報告された生計維持者（父母等）及びあなたの経済状況（マイナンバーにより所得等情報を取得）に基づき、支援区分の見直し（26ページ）を行います。見直しの結果、支援区分の変更がある場合、10月以降の1年間の給付月額が変更されますが、その際に第一種奨学金も受けている場合は、第一種奨学金の貸与月額も減額又は増額される場合があります。

### 【調整後の貸与月額（昼間部）】給付奨学金を併せて利用している時の貸与月額

※昼夜課程も含みます。

区分			第Ⅰ区分		第Ⅱ区分		第Ⅲ区分	
			月額	生活保護世帯	月額	生活保護世帯	月額	生活保護世帯
大学	国公立	自宅	0円	0円	0円	0円	20,300円	25,000円
		自宅外	0円		0円		13,800円	
	私立	自宅	0円	0円	0円	0円	21,700円	20,000円、30,300円
		自宅外	0円		0円		19,200円	
短期大学	国公立	自宅	0円	0円	3,800円	7,100円	24,300円	29,000円
		自宅外	0円		0円		17,800円	
	私立	自宅	0円	0円	0円	0円	22,900円	28,500円
		自宅外	0円		0円		17,400円	
高等専門学校	国公立	自宅	7,900円	5,600円	20,200円	20,700円	20,000円、32,500円	20,000円、35,800円
		自宅外	0円		15,100円		20,000円、33,000円	
	私立	自宅	0円	0円	0円	0円	24,600円	28,800円
		自宅外	0円		0円		26,000円	
専修学校 （専門課程）	国公立	自宅	1,900円	3,800円	16,200円	19,500円	20,000円、30,500円	20,000円、35,200円
		自宅外	0円		0円		24,000円	
	私立	自宅	0円	0円	0円	0円	23,800円	29,400円
		自宅外	0円		0円		18,300円	

### 【調整後の貸与月額（夜間部）】給付奨学金を併せて利用している時の貸与月額

区分			第Ⅰ区分		第Ⅱ区分		第Ⅲ区分	
			月額	生活保護世帯	月額	生活保護世帯	月額	生活保護世帯
大学	国公立	自宅	0円	0円	10,600円	13,900円	27,700円	20,000円、32,400円
		自宅外	0円		0円		21,200円	
	私立	自宅	0円	0円	8,400円	15,600円	20,000円、31,200円	20,000円、39,800円
		自宅外	0円		0円		28,700円	
短期大学	国公立	自宅	0円	1,400円	14,600円	17,900円	29,700円	20,000円、34,400円
		自宅外	0円		0円		23,200円	
	私立	自宅	0円	0円	7,400円	11,600円	20,000円、30,200円	20,000円、35,800円
		自宅外	0円		0円		24,700円	
専修学校 （専門課程）	国公立	自宅	8,800円	10,700円	20,800円	24,100円	20,000円、32,800円	20,000円、37,500円
		自宅外	0円		1,800円		26,300円	
	私立	自宅	0円	0円	5,700円	9,900円	29,300円	20,000円、34,900円
		自宅外	0円		0円		23,800円	

※1 生活保護（扶助の種類を問いません。）を受けている生計維持者と同居している人及び児童養護施設等から通学する人は、上表の生活保護世帯欄の金額となります。

※2 30,000円を超える月額設定のある区分においては、当該月額と20,000円とのいずれかを選択できます。

※3 第一種奨学金を利用している人が給付奨学金に申し込む際は、貸与月額が調整（減額又は増額）されることを給付奨学金確認書において承諾する必要があります。



◇掲載しているものは本しおり作成時点のもので抜粋です。規程類は本しおり作成以降に改正が予定されているものがあります。最新のもの及び全文については本機構ホームページ (<https://www.jasso.go.jp/about/disclosure/kitei/index.html>) 等をご確認ください。

### 3. 関係規程

#### 大学等における修学の支援に関する法律（抜粋） （令和元年法律第八号）

**第三条** 大学等における修学の支援は、確認大学等に在学する学生等のうち、特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるものに対して行う学資支給及び授業料等減免とする。

**第四条** 学資支給は、学資支給金（独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十七条の二第一項に規定する学資支給金をいう。）の支給とする。

**第五条** 学資支給については、この法律に別段の定めがあるものを除き、独立行政法人日本学生支援機構法の定めるところによる。

#### 独立行政法人日本学生支援機構法（抜粋）

（平成十五年法律第九十四号）  
（改正 令和元年五月十七日法律第八号）

（機構の目的）

**第三条** 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給その他学生等（大学及び高等専門学校に在学する学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。）の修学の援助を行い、大学等（大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流（外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。）の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

（業務の範囲）

**第十三条** 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資の貸与及び支給その他必要な援助を行うこと。
  - 二 外国人留学生、我が国に留学を志願する外国人及び外国に派遣される留学生に対し、学資の支給その他必要な援助を行うこと。
  - 三 外国人留学生の寄宿舎その他の留学生交流の推進を図るための事業の拠点となる施設の設置及び運営を行うこと。
  - 四 我が国に留学を志願する外国人に対し、大学等において教育を受けるために必要な学習の達成の程度を判定することを目的とする試験を行うこと。
  - 五 外国人留学生に対し、日本語教育を行うこと。
  - 六 外国人留学生の寄宿舎を設置する者又はその設置する施設を外国人留学生の居住の用に供する者に対する助成金の支給を行うこと。
  - 七 留学生交流の推進を目的とする催しの実施、情報及び資料の収集、整理及び提供その他留学生交流の推進を図るための事業を行うこと。
  - 八 大学等が学生等に対して行う修学、進路選択、心身の健康その他の事項に関する相談及び指導に係る業務に関し、大学等の教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うとともに、当該業務に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
  - 九 学生等の修学の環境を整備するための方策に関する調査及び研究を行うこと。
  - 十 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 機構は、前項に規定する業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内で、同項第三号の施設を一般の利用に供する業務を行うことができる。
- （学資の支給）

**第十七条の二** 第十三条第一項第一号に規定する学資として支給する資金（以下「学資支給金」という。）は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第二条第三項に規定する確認大学等（以下この項において「確認大学等」という。）に在学する優れた学生等であって経済的理由により修学に困難があるものうち、文部科学省令で定める基準及び方

法に従い、特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者（同法第十五条第一項の規定による同法第七条第一項の確認の取消し又は確認大学等の設置者による当該確認大学等に係る同項の確認の辞退の際、当該確認大学等に在学している当該認定された者を含む。）に対して支給するものとする。

2 学資支給金の額は、学校等の種別その他の事情を考慮して、政令で定めるところによる。

3 前二項に定めるもののほか、学資支給金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

（学資支給金の返還）

**第十七条の三** 機構は、学資支給金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、文部科学省令で定めるところにより、その者から、その支給を受けた学資支給金の額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

- 一 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- 二 学生等たるにふさわしくない行為があったと認められるとき。

（不正利得の徴収）

**第十七条の四** 機構は、偽りその他不正の手段により学資支給金の支給を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた学資支給金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（受給権の保護）

**第十七条の五** 学資支給金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

#### 独立行政法人日本学生支援機構法施行令（抜粋）

（平成十六年政令第二号）  
（改正 令和元年六月二十八日政令第五十号）

（学資支給金の支給等を受けた場合における第一種学資貸与金の額）

**第一条の二** 大学、高等専門学校（第四学年及び第五学年に限る。）又は専修学校に在学する者（特定通信教育受講者であるものを除く。）のうち、法第十七条の二第一項の学資支給金（以下単に「学資支給金」という。）の支給又は大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号。以下「支援法」という。）第八条第一項の規定による授業料の減免（次項において「授業料減免」という。）を受けるとする第一種学資貸与金の月額については、前条第一項の表大学の項下欄、高等専門学校の項下欄又は専修学校の項下欄の規定にかかわらず、同表の上欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額のうち最も高い額から次に掲げる額の合計額を控除した額（その額が零を下回る場合には、零とする。）又は当該控除した額の一万円未満の端数を切り捨てた額未満の同表の下欄に定める額のうち、貸与を受ける学生又は生徒が選択する額とする。

一 当該学生又は生徒につき第八条の二第一項から第四項までの規定により算定される学資支給金の額（当該学生又は生徒が通信による教育を受ける者である場合には、当該額を十二で除した額（その額に百円未満の端数が生じた場合には、これを百円に切り上げた額））

二 当該学生又は生徒につき大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第四十九号。次項第二号において「支援法施行令」という。）第二条第一項第一号の表の上欄に掲げる学校等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める授業料の年額（当該学生又は生徒が通信による教育を受ける者である場合には、一三〇、〇〇〇円。以下この号において「授業料調整年額」という。）（当該学生又は生徒に係る同条第二項に規定する減額額算定基準額が同条第一項第二号又は第三号に掲げる額に該当する場合には、当該額の区分に応じ、それぞれ当該授業料調整年額に当該各号に定める割合を乗じた額）を十二で除した額（その額に百円未満の端数が生じた場合には、これを百円に切り上げた額）

2 機構は、前条第三項の規定に基づき特定通信教育受講者のうち学資支給金の支給又は授業料減免を受けるものに対する第一



種学資貸与金の額を定めるときは、その年当たりの合計額が学資支給金の支給及び授業料減免を受けない特定通信教育受講者に対する第一種学資貸与金の年当たりの合計額から次に掲げる額の合計額を控除した額（その額が零を下回る場合には、零とする。）となるよう定めなければならない。

- 一 特定通信教育受講者につき第八条の二第三項及び第四項の規定により算定される学資支給金の額
- 二 一三〇、〇〇〇円（特定通信教育受講者に係る支援法施行令第二条第二項に規定する減免額算定基準額が同条第一項第二号又は第三号に掲げる額に該当する場合には、当該額の区分に応じ、それぞれ一三〇、〇〇〇円に当該各号に定める割合を乗じた額（その額に百円未満の端数が生じた場合には、これを百円に切り上げた額））

（学資支給金の額）

**第八条の二** 学資支給金の月額、学資支給金を受ける者（以下「支給対象者」という。）に係る支給額算定基準額の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（第二号又は第三号に定める額に百円未満の端数がある場合には、これを百円に切り上げた額）とする。

- 一 一〇〇円未満 次の表の上欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

区分		月額
大 学	地方公共団体、国立大学法人又は公立大学法人が設置する大学	自宅通学のとき 二九、二〇〇円 自宅外通学のとき 六六、七〇〇円
	私立の大学	自宅通学のとき 三八、三〇〇円
		自宅外通学のとき 七五、八〇〇円
	高等 専門 学校	地方公共団体、独立行政法人国立高等専門学校機構又は公立大学法人が設置する高等専門学校（第四学年及び第五学年に限る。以下この条において同じ。）
私立の高等専門学校		自宅通学のとき 二六、七〇〇円
		自宅外通学のとき 四三、三〇〇円
専修 学校		国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人が設置する専修学校
	私立の専修学校	自宅通学のとき 三八、三〇〇円
		自宅外通学のとき 七五、八〇〇円
	備考 一「大学」には、専攻科（支援法第二条第二項に規定する短期大学の専攻科を除く。）及び別科を含まない（以下この条において同じ。）。 二「第四学年及び第五学年」には、支援法第二条第二項に規定する高等専門学校の専攻科を含む。	

- 二 一〇〇円以上二五、六〇〇円未満 前号に定める額に三分の二を乗じた額
- 三 二五、六〇〇円以上五一、三〇〇円未満 第一号に定める額に三分の一を乗じた額

- 2 支給対象者のうち、その者の生計を維持する者が生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けている者又は満十八歳となる日の前日において児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託されていた者若しくは同号の規定により入所措置が採られて同法第四十一条に規定する児童養護施設に入所していた者その他これらに類するものとして文部科学省令で定める者であって、居住に要する費用につき学資支給金による支援の必要性がないと認められるものに対する学資支給金の月額については、前項の規定にかかわらず、支給対象者に係る支給額算定基準額の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（第二号又は第三号に定める額に百円未満の端数がある場合には、これを百円に切り上げた額）とする。

- 一 一〇〇円未満 次の表の上欄に掲げる学校等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

区分		月額
大 学	地方公共団体、国立大学法人又は公立大学法人が設置する大学	三三、三〇〇円
	私立の大学	四二、五〇〇円
高等 専門 学校	地方公共団体、独立行政法人国立高等専門学校機構又は公立大学法人が設置する高等専門学校	二五、八〇〇円
	私立の高等専門学校	三五、〇〇〇円
専修 学校	国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人が設置する専修学校	三三、三〇〇円
	私立の専修学校	四二、五〇〇円

- 二 一〇〇円以上二五、六〇〇円未満 前号に定める額に三分の二を乗じた額
- 三 二五、六〇〇円以上五一、三〇〇円未満 第一号に定める額に三分の一を乗じた額
- 3 大学又は専修学校において通信による教育を受ける支給対象者に対する学資支給金の額については、前二項の規定にかかわらず、支給対象者に係る支給額算定基準額の次の各号に掲げる区分に応じ、一年につき、それぞれ当該各号に定める額とする。
  - 一 一〇〇円未満 五一、〇〇〇円
  - 二 一〇〇円以上二五、六〇〇円未満 三四、〇〇〇円
  - 三 二五、六〇〇円以上五一、三〇〇円未満 一七、〇〇〇円
- 5 支給対象者が職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第七条第一項に規定する職業訓練受講給付金その他の法令に基づく大学等（大学、高等専門学校又は専修学校をいう。次条において同じ。）の学資に係る給付等であって学資支給金の額を調整する必要があるものとして文部科学省令で定めるものを受けた場合における当該支給対象者に対する学資支給金の額については、前各項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される学資支給金の額を限度として文部科学省令で定める額とする。

（学資支給金の支給の期間）

**第八条の三** 機構は、次の各号に掲げる者に該当する支給対象者に対して、当該各号に定める月数を限度として、学資支給金の支給を行うものとする。

- 一 過去に学資支給金の支給を受けたことがない者 当該支給対象者がその在学する大学等の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数（支援法第二条第二項に規定する短期大学の専攻科又は高等専門学校の専攻科の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数が二十四月を超える場合には、二十四月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数とし、専修学校の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数が四十八月を超える場合には、四十八月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数とする。次号において同じ。）
- 二 過去に学資支給金の支給を受けたことがある者のうち学校教育法第百八条第九項、第百二十二条又は第百三十二条の規定により編入学した者その他の文部科学省令で定める者 当該支給対象者がその在学する大学等の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数（当該月数と当該支給対象者が過去に学資支給金の支給を受けた期間の月数（以下この号において「過去支給期間月数」という。）とを合算した月数が七十二月を超える場合には、七十二月から当該過去支給期間月数を控除した月数）

**独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（抜粋）**

（平成十六年三月三十一日文部科学省令第二十三号）

（改正 令和三年二月二十六日同第九号）

**第二十三条の二** 学資支給金の支給を受けようとする者に係る選考（以下単に「選考」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「選考対象者」という。）について行うものとする。

- 一 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号。次号において「支援法」という。）第七条第一項の確認（以下単に「確認」という。）を受けた大学（学校教育法第百三条に規定する大学を除き、短期大学の認定専攻科（第三十八条に規定する要件を満たす専攻科をいう。同条を除き、以下「認定専攻科」という。）を含む）、高等専門学校（第四学年、第五学年及び認定専攻科に限る。）及び専門学校（専門課程を置く専修学校をいい、専門課程に限る。以下同じ。）（以下「大学等」という。）に入学（高等専門学校の第四学年への進級を含む。以下同じ。）したとき学資支給金の支給を受けようとする高等学校等在学者又は高等学校等卒業生（高等学校又は高等専門学校（第一学年から第三学年までに限る。）若しくは専修学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）を初めて卒業又は修了した日の属する年度の末日から第二十三条の四第一項の規定による申請（次号において「認定申請」という。）の日までの期間が二年を超過していない者に限る。）であって、入学しようとする大学等における学修意欲を有する者として当該高等学校等の校長の推薦を受けたもの
- 二 支援法第二条第三項に規定する確認大学等（以下単に「確認大学等」という。）に入学したとき学資支給金の支給を受けようとする認定試験合格者等（試験規則第三条の規定により高等学校卒業程度認定試験を受けることができる者となつ

た年度（次号ニにおいて「認定試験受験資格取得年度」という。）の初日から認定試験合格者等となった日までの期間が五年を経過していない者（五年を経過した後も引き続き入学しようとする大学等における学修意欲を有する者として機構が認める者（以下「機構確認者」という。）を含む。）であって、認定試験合格者等となった日の属する年度の末日から認定申請の日までの期間が二年を経過していない者に限る。）

三 確認大学等に在学する学生又は生徒（以下「学生等」という。）のうち次のいずれにも該当しない者であって、当該確認大学等の学長又は校長の推薦を受けたもの

イ 過去に給付奨学生認定を受けたことがある者（ロ（1）又は（2）に掲げる者であって過去に第二十三条の十第一項に規定する給付奨学生認定の取消しを受けたことがないものを除く。）

ロ 高等学校等を初めて卒業又は修了した日の属する年度の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学した日（次の（1）又は（2）に掲げる者にあつては、それぞれ（1）又は（2）に定める日とする。以下この号において同じ。）までの期間が二年を経過した者

（1）第四十二条第一号の編入学、同条第二号の入学又は同条第三号の転学（以下この条において「編入学等」という。）をした者であつて、編入学等の前に在学していた確認大学等に在学しなくなった日から当該編入学等をした日までの期間が一年を経過していないもの 編入学等の前に在学していた確認大学等に入学した日

（2）確認を受けた短期大学の認定専攻科又は高等専門学校の認定専攻科に入学した者であつて、当該入学前に在学していた確認大学等に在学しなくなった日から当該確認を受けた短期大学の認定専攻科又は高等専門学校の認定専攻科に入学した日までの期間が一年を経過していないもの 確認を受けた短期大学の認定専攻科又は高等専門学校の認定専攻科への入学前に在学していた確認大学等に入学した日

ハ 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五十条第一号、第二号又は第四号に該当する者となった日の属する年度の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学した日までの期間が二年を経過した者

ニ 認定試験受験資格取得年度の初日から認定試験合格者となった日の属する年度の末日までの期間が五年を経過した者（機構確認者を除く。）

ホ 認定試験合格者となった日の属する年度の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学した日までの期間が二年を経過した者

ヘ 学校教育法施行規則第五十条第六号又は同令第八十三条第二号に該当する者であつて、高等学校に在学しなくなった日の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学した日までの期間が二年を経過したもの

ト 学校教育法施行規則第五十条第七号又は同令第八十三条第三号に該当する者であつて、その在学する確認大学等に入学した日が二十歳に達した日の属する年度の翌年度の末日より後の日であるもの

チ 確認大学等における学業成績が別表の上欄に定める廃止の区分に該当する者

2 選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一 前項第一号及び第二号に掲げる選考対象者にあつては、次のいずれかの基準（認定試験合格者等のうち機構確認者については、ロの基準）に該当するかどうかを判定する方法により、特に優れていると認められること。

イ 高等学校等における各教科に属する科目の学習の状況がおおむね十分満足できるものと総括的に評価されること又は認定試験合格者等であること。

ロ 将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、入学しようとする大学等における学修意欲を有することが文書、面談等により確認できること。

二 前項第三号に掲げる選考対象者（同号ロ（1）及び（2）に掲げる者を除く。）のうち選考時において確認大学等への入学後一年を経過していない者にあつては、次のいずれかの基準（認定試験合格者等のうち機構確認者にあつては、ロの基準）に該当するかどうかを判定する方法により、特に優れていると認められること。

イ 高等学校等における各教科に属する科目の学習の状況がおおむね十分満足できるものと総括的に評価されること、当該確認大学等の入学者を選抜するための試験の成績が当該試験を経て入学した者の上位二分の一の範囲に属するこ

と又は認定試験合格者であること。

ロ 将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、当該確認大学等における学修意欲を有することが文書、面談等により確認できること。

三 前項第三号に掲げる選考対象者のうち前号に該当しない者にあつては、次のいずれかの基準に該当するかどうかを判定する方法により、特に優れていると認められること。

イ GPA等（大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第六号）第二条第一項第三号ハに規定するGPA等をいう。以下同じ。）がその在学する確認大学等（前項第三号ロ（1）又は（2）に掲げる者にあつては、編入学等の前に在学していた確認大学等及び確認を受けた短期大学の認定専攻科又は高等専門学校の認定専攻科への入学前に在学していた確認大学等を含む。ロにおいて同じ。）の学部等（別表備考第二号に規定する学部等をいう。）における上位二分の一の範囲に属すること。

ロ 次の（1）及び（2）（災害、傷病その他のやむを得ない事由によりその在学する確認大学等において修得した単位数（単位制によらない専門学校にあつては、履修科目の単位数。以下この号において同じ。）が標準単位数（別表備考第一号に規定する標準単位数をいう。以下この号において同じ。）に満たない者にあつては、（2）に限る。）に該当すること。

（1）その在学する確認大学等において修得した単位数が標準単位数以上であること。

（2）将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、当該確認大学等における学修意欲を有していることが文書、面談等により確認できること。

四 選考対象者及びその生計を維持する者（以下「生計維持者」という。）の収入及び資産の状況について、次に掲げるものがそれぞれ次に定める額に該当するかどうかを判定する方法により、極めて修学に困難があると認められること。

イ 支給額算定基準額（令第八条の二第四項に規定する支給額算定基準額をいう。以下同じ。）五万一千三百円未満

ロ 選考対象者及びその生計維持者が有する資産（現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券をいう。以下同じ。）の合計額 二十万円未満（生計維持者が一人の場合にあつては、一千二百五十万円未満）

3 前項第三号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者であつて過去に給付奨学生認定を受けたことがあるものに係る選考は、それぞれ当該各号に定める確認大学等における学業成績が別表に定める基準に該当するかどうかを判定する方法により行うものとする。この場合において、当該判定の結果、当該学業成績が同表の上欄に定める廃止の区分に該当しないときは、特に優れていると認められることとする。

一 第一項第三号ロ（1）に掲げる者 編入学等の前に在学していた確認大学等

二 第一項第三号ロ（2）に掲げる者 確認を受けた短期大学の認定専攻科又は高等専門学校の認定専攻科への入学前に在学していた確認大学等

4 生計維持者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

一 選考対象者に父母がいる場合 当該父母

二 選考対象者に父母がいない場合又は選考対象者が次に掲げる者である場合 当該選考対象者（当該選考対象者が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあつては、当該他の者）

イ 令第八条の二第二項に規定する里親に委託されていた者

ロ 令第八条の二第二項に規定する児童養護施設に入所していた者

ハ 第三十九条各号のいずれかに該当する者

（認定の申請等）

**第二十三条の四** 学資支給金の支給を受けようとする学生等は、機構の定めるところにより、機構に申請するものとする。

2 機構は、前項の規定による申請があつたときは、当該申請をした学生等に係る選考を行うものとする。

3 機構は、選考の結果、第二十三条の二第一項第一号及び第二号の選考対象者が確認大学等に入学した場合に給付奨学生認定を行うべき者（以下この条において「給付奨学生候補者」という。）であると認めるときは、当該選考対象者に対し、その旨及び支給額算定基準額の区分（令第八条の二第一項から第三項までの各号に掲げる区分をいう。以下同じ。）を通知するものとする。

4 機構は、選考の結果、第二十三条の二第一項第三号の選考対





象者が給付奨学生認定を行うべき者であると認めるときは、給付奨学生認定を行うとともに、当該給付奨学生認定を受けた学生等（以下「給付奨学生」という。）に対し、その在学する確認大学等を経由して、その旨並びに支給額算定基準額の区分及び学資支給金の額を通知するものとする。

- 5 機構は、選考の結果、選考対象者が給付奨学生候補者又は給付奨学生認定を行うべき者でないとき、当該選考対象者に対し、その旨を通知するものとする。
- 6 給付奨学生候補者は、確認大学等に入学したときは、機構の定めるところにより、機構に届け出るものとする。
- 7 機構は、前項の規定による届出があった場合であって給付奨学生候補者が確認大学等に入学したと認めるときは、当該給付奨学生候補者に対し、給付奨学生認定を行うとともに、その在学する確認大学等を経由して、その旨並びに支給額算定基準額の区分及び学資支給金の額を通知するものとする。
- 8 前項の規定にかかわらず、機構は、給付奨学生候補者が学生等たるにふさわしくない行為があったと認めるときは、給付奨学生認定を行わないことができる。
- 9 給付奨学生は、在学中に継続して学資支給金の支給を受けようとするときは、機構の定めるところにより、その旨を機構に届け出るものとする。

（学資支給金の支給の始期及び終期）

**第二十三条の五** 学資支給金の支給は、次の各号に掲げる給付奨学生の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月分から学資支給金の支給を行うべき事由が消滅した日の属する月分まで行うものとする。

- 一 確認大学等への入学（第四十二条第一号の編入学、同条第二号の入学、同条第三号の転学及び同条第五号の入学を含む。以下この条及び次条において同じ。）年度の前年度又は入学後三月以内の機構の定める日までに前条第一項に規定する申請（以下この条において単に「申請」という。）を行った者当該確認大学等に入学した日の属する月
- 二 確認大学等に入学後三月を経過した後の七月から十二月までの機構の定める日までに申請を行った者 当該申請を行った日の属する年の十月
- 三 確認大学等に入学後三月を経過した後の一月から六月までの機構の定める日までに申請を行った者 当該申請を行った日の属する年の四月  
（緊急に学資支給金の支給を受けることが必要な給付奨学生に対する学資支給金の支給の始期の特例）

**第二十三条の五の二** 第四十条第一項第二号に該当する給付奨学生に対する学資支給金の支給は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる給付奨学生の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月分から学資支給金の支給を行うべき事由が消滅した日の属する月分まで行うものとする。

- 一 第四十条第一項第二号に規定する事由が生じた日（以下「事由発生日」という。）が入学前であり、入学後三月以内の日までに申請を行った者 当該確認大学等に入学した日の属する月
- 二 事由発生日が入学前であり、入学後三月を経過して申請を行った者 当該申請を行った日の属する月
- 三 事由発生日が入学後である者 当該申請を行った日の属する月  
（給付奨学生の学業成績の判定）

**第二十三条の六** 確認大学等は、学年（短期大学（修業年限が二年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が二年以下のものに限る。）（第二十三条の十一第二号において「短期大学等」という。））にあつては、学年の半期）ごとに、給付奨学生の学業成績が別表に定める基準に該当するかどうかの判定（以下「適格認定における学業成績の判定」という。）を行うものとする。

2 確認大学等は、適格認定における学業成績の判定の結果を機構に通知するものとする。  
（給付奨学生等の収入額及び資産額等の判定等）

**第二十三条の七** 機構は、毎年、給付奨学生及びその生計維持者に係る直近の支給額算定基準額及び資産の合計額がそれぞれ第二十三条の二第二項第四号イ及びロに定める額に該当するかどうかの判定並びに当該支給額算定基準額に応じた学資支給金の額の判定（以下「適格認定における収入額・資産額等の判定」という。）を行うものとする。

2 第四十条第一項第二号に掲げる場合に行う給付奨学生及びその生計維持者に係る直近の支給額算定基準額が第二十三条の二第二項第四号イに定める額に該当するかどうかの判定及び当該支給額算定基準額に応じた学資支給金の額の判定は、事由発

日の属する年の翌々年に前項の規定により適格認定における収入額・資産額等の判定が行われるまでの間は、前項の規定にかかわらず、三月ごと（事由発生日から起算して五月を経過した後にあつては、一年ごと）に行うものとする。

- 3 機構は、給付奨学生に対し、機構が定めるところにより、適格認定における収入額・資産額等の判定のために必要な書類の提出を求めることができる。
- 4 機構は、給付奨学生に対し、適格認定における収入額・資産額等の判定の結果を通知するものとする。  
（学資支給金の額の変更）

**第二十三条の八** 機構は、適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、給付奨学生の学資支給金の額を変更すべきときは、毎年十月に当該学資支給金の額の変更を行うものとする。

- 2 機構は、前条第二項の規定による判定の結果、給付奨学生の学資支給金の額を変更すべきときは、前項の規定にかかわらず、当該判定を行った日の属する月に、当該学資支給金の額の変更を行うものとする。
- 3 機構は、前二項に定めるもののほか、給付奨学生の学資支給金の額を変更すべき事由が生じたときは、当該事由が生じた日の前日の属する月の翌月に、当該学資支給金の額の変更を行うものとする。ただし、通学形態の区分の変更その他本文の規定により難い場合として機構が定める事由が生じた結果、学資支給金の額を変更すべきときは、機構の定める月に当該学資支給金の額の変更を行うものとする。  
（生計維持者の変更等の届出）

**第二十三条の九** 給付奨学生は、機構の定めるところにより、その生計維持者の変更又は国籍若しくは在留資格の変更若しくは在留期間の更新の有無その他学資支給金の支給に必要なものとして機構が定める事項を機構に届け出るものとする。  
（認定の取消し等）

**第二十三条の十** 機構は、給付奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、給付奨学生認定を取り消すものとする。

- 一 偽りその他不正の手段により学資支給金の支給を受けたとき。
- 二 適格認定における学業成績の判定の結果、当該学業成績が別表の上欄に定める廃止の区分に該当するとき。
- 三 確認大学等から学校教育法施行規則第二十六条第二項に規定する退学又は停学（期間の定めのないもの又は三月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたとき。
- 2 機構は、前項の規定により給付奨学生認定を取り消したときは、その者及びその在学する確認大学等の設置者に対し、その旨を通知するものとする。
- 3 機構は、適格認定における学業成績の判定の結果、当該学業成績が別表の上欄に定める警告の区分に該当するときは、当該給付奨学生に対し、学業成績が不振である旨の警告を行うものとする。

**第二十三条の十一** 給付奨学生が次の各号のいずれかに該当するものとして機構が給付奨学生認定を取り消したときは、当該給付奨学生認定の効力が当該各号に定める日に遡って失われるものとする。

- 一 前条第一項第一号又は第三号に該当するとき 当該各号に該当するに至った日の属する学年の初日
- 二 前条第一項第二号に該当するものうち学業成績が著しく不良であると認められるものであつて、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他のやむを得ない事由があると認められないとき 当該学業成績に係る学年の初日（短期大学等にあつては、当該学業成績に係る学年の半期の初日）  
（認定の効力の停止等）

**第二十三条の十二** 給付奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、給付奨学生認定の効力が停止されるものとする。

- 一 日本国籍を有しなくなり、第二十条第二項各号のいずれにも該当しないとき（出入国管理及び難民認定法第二十二條の二第一項の規定により本邦に在留することができる期間内に第二十条第二項各号に該当することとなつた者を除く。）、
- 二 日本国籍を有せず、第二十条第二項各号のいずれにも該当しなくなったとき。
- 三 確認大学等から休学を認められたとき。
- 四 確認大学等から学校教育法施行規則第二十六条第二項に規定する停学（三月未満の期間のものに限る。次項第三号において同じ。）又は訓告の処分を受けたとき。
- 五 適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、給付奨学生及びその生計維持者に係る直近の支給額算定基準額又は資産の合計額がそれぞれ第二十三条の二第二項第四号イ又は

ロに定める額に該当しなくなったとき。

- 六 機構が定める日までに第二十三条の四第九項又は第二十三条の九の規定による届出を機構に対し行わないとき。
- 七 機構が定める日までに第二十三条の七第三項の規定により提出を求められた書類を提出しないとき。
- 八 前七号に掲げる場合のほか、給付奨学生認定の効力の停止について、給付奨学生から申出があったとき。
- 2 前項の規定により給付奨学生認定の効力が停止された給付奨学生であって次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に該当すると認められるときは、当該給付奨学生認定の効力の停止が解除されるものとする。
  - 一 前項第一号又は同項第二号に該当する者 日本国籍を有することとなったとき又は第二十条第二項各号のいずれかに該当することとなったとき。
  - 二 前項第三号に該当する者 確認大学等から復学を認められたとき。
  - 三 前項第四号に該当する者のうち停学の処分を受けたもの当該停学の処分を受けた日から当該停学の期間（当該停学の期間が一月未満の場合にあつては、一月）を経過したとき。
  - 四 前項第四号に該当する者のうち訓告の処分を受けたもの当該訓告の処分を受けた日から一月を経過したとき。
  - 五 前項第五号に該当する者 適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、給付奨学生及びその生計維持者に係る直近の支給額算定基準額及び資産の合計額がそれぞれ第二十三条の二第二項第四号イ及びロに定める額に該当することとなったとき。
  - 六 前項第六号に該当する者 第二十三条の四第九項又は第二十三条の九の規定による届出を機構に対し行ったとき。
  - 七 前項第七号に該当する者 第二十三条の七第三項の規定による書類を機構に提出したとき。
  - 八 前項第八号に該当する者 給付奨学生認定の効力の停止の解除について、給付奨学生から申出があったとき。
- 3 機構は、給付奨学生が次の各号に該当するときは、その者及びその在学する確認大学等の設置者に対し、その旨を通知するものとする。
  - 一 第一項の規定により給付奨学生認定の効力が停止されたとき。
  - 二 前項の規定により給付奨学生認定の効力の停止が解除されたとき。
- 4 第一項の規定により給付奨学生認定の効力が停止され、又は第二項の規定により給付奨学生認定の効力の停止が解除されたときは、当該停止又はその解除の日の前日の属する月の翌月から、学資支給金の支給を停止又は再開するものとする。
- 5 前項の規定により学資支給金の支給が停止された月から同項の規定により学資支給金の支給が再開された月の前月までの月数は、令第八条の三各号に定める月数に算入するものとする。ただし、第一項第三号（同号及び同項第四号のいずれにも該当するものを除く。）の規定により給付奨学生認定の効力が停止されたときは、当該算入をしないものとする。

（学資支給返還金の返還の期限等）

- 第三十二条の二 学資支給返還金の返還の期限は、機構が返還を求めた月の翌月から起算して六月を経過した日（次項において「六月経過日」という。）以後二十年以内で機構の定める期日とし、その返還は、月賦その他の機構の定める割賦の方法によるものとする。ただし、学資支給返還金要返還者は、いつでも繰上返還をすることができる。
- 2 機構が、学資支給返還金要返還者について、その者の所得が少ない場合においても学資支給返還金の継続的な返還を可能とするため、文部科学大臣の認可を受けて機構の定めるところによりその者の所得を基礎として算定される額を学資支給返還割賦金（前項に規定する割賦の方法により学資支給返還金を返還する場合における各返還期日ごとの返還分をいう。以下同じ。）の額とする方法により当該学資支給返還金を返還させる場合には、その返還の期限は、前項の規定にかかわらず、六月経過日以後二十年以内とすることを要しない。この場合において、その返還の期限は、六月経過日以後の日であつて、文部科学大臣の認可を受けて機構の定める日とする。
- 3 機構は、前項に規定する方法により学資支給返還金の返還を行おうとする学資支給返還金要返還者に扶養者がある場合には、当該学資支給返還金要返還者の所得にその扶養者の収入を加えた額が機構の定める要件を満たすときに限り、同項に規定するその者の所得を基礎として算定される額を割賦金の額とすることができる。
- 4 機構が、災害、傷病その他文部科学大臣の認めるやむを得ない事由により学資支給返還金を返還することが困難となった者について、文部科学大臣の認可を受けて定める基準に従つて、学資支給返還割賦金の減額及び支払回数の変更その他の学資支給返還金の返還の期限及び返還の方法の変更を行う場合（第二項に規定する場合を除く。）には、第一項中「二十年」とあるのは、「文部科学大臣の認可を受けて機構の定める二十年以上の期間」とする。

い事由により学資支給返還金を返還することが困難となった者について、文部科学大臣の認可を受けて定める基準に従つて、学資支給返還割賦金の減額及び支払回数の変更その他の学資支給返還金の返還の期限及び返還の方法の変更を行う場合（第二項に規定する場合を除く。）には、第一項中「二十年」とあるのは、「文部科学大臣の認可を受けて機構の定める二十年以上の期間」とする。

- 5 学資支給返還金要返還者が、支払能力があるにもかかわらず学資支給返還割賦金の返還を著しく怠つたと認められるときは、前四項の規定にかかわらず、その者は、機構の請求に基づき、その指定する日までに学資支給返還金の返還未済額の全部を返還しなければならない。

（学資支給返還金の返還期限の猶予）

第三十二条の三 機構は、学資支給返還金要返還者が災害又は傷病により学資支給返還金を返還することが困難となったこと、大学、大学院若しくは高等専門学校又は専修学校の専門課程に在学することその他文部科学大臣の認めるやむを得ない事由があるときは、その返還の期限を猶予することができる。（死亡等による学資支給返還金の返還免除）

第三十二条の四 機構は、学資支給返還金要返還者が死亡又は精神若しくは身体の障害により学資支給返還金を返還することができなくなったときは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の返還を免除することができる。

- 一 死亡した者又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失した者 その学資支給返還金の返還未済額の全部又は一部
  - 二 精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有する者 その学資支給返還金の返還未済額の一部
- 2 機構は、前項の規定による学資支給返還金の返還の免除につき必要な事項を定め、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

（学資支給返還割賦金の返還の通知、督促及び強制等）

- 第三十二条の五 機構は、六月以内にその返還期日が到来することになる学資支給返還割賦金を返還する義務を有する学資支給返還金要返還者に対しては、あらかじめ当該学資支給返還割賦金の額及び返還期日並びにその支払方法等を通知するものとする。
- 2 機構は、学資支給返還割賦金の返還を延滞している学資支給返還金要返還者に対しては、少なくとも六月ごとに当該学資支給返還金要返還者が延滞している学資支給返還割賦金の額及びその支払方法等を示して返還を督促するものとする。
- 3 機構は、前項の規定により学資支給返還金要返還者に対し学資支給返還割賦金の返還を督促する場合には、次に返還期日が到来することとなる学資支給返還割賦金の額及び返還期日並びにその支払方法等を併せて通知することができる。この場合においては、当該学資支給返還割賦金に係る第一項の規定による通知を要しない。
- 4 機構は、学資支給返還割賦金の返還を延滞している学資支給返還金要返還者が前二項の規定による督促を受けてもその延滞している学資支給返還割賦金を返還しないときその他特別の必要があると認めるときは、民事訴訟法第七編に定める手続により学資支給返還割賦金の返還を確保するものとする。
- 5 機構は、前項の規定によつても学資支給返還割賦金の返還を確保することができないときその他学資支給返還金の適正な回収を図るため必要があると認めるときは、民事執行法その他強制執行の手続に関する法令に定める手続により学資支給返還割賦金の返還を確保するものとする。
- 6 前二項の規定は、学資支給返還金の返還未済額の全部の返還（第三十二条の二第五項の規定による学資支給返還金の返還未済額の全部の返還をいう。以下この項において同じ。）について準用する。この場合において、第四項中「前二項の規定による督促を受けてもその延滞している学資支給返還割賦金を返還しないとき」とあるのは「機構の指定した日までに学資支給返還金の返還未済額の全部の返還を行わないとき」と、「学資支給返還割賦金の返還」とあるのは「学資支給返還金の返還未済額の全部の返還」と、前項中「学資支給返還割賦金の返還」とあるのは「学資支給返還金の返還未済額の全部の返還」と、それぞれ読み替えるものとする。



## 日本学生支援機構ホームページ

<https://www.jasso.go.jp/>

**JASSO**

**検索**



 **@JASSO\_general**

 **YouTube JASSO channel**